

新見市 障がい者計画

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画



令和3年3月
岡山県 新見市

はじめに



近年の障がい者の生活に関する課題や価値観の多様化による支援ニーズに対応するため、住民がお互いに助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々のライフスタイルは大きな変化を見せており、障がい者支援施策においてもよりきめ細かな対策が必要となっています。

このような状況の中、令和5年度までを計画期間とする「新見市障がい者計画」について、これまでの取組を点検・評価するとともに中間の見直しを行いました。併せて、「新見市第5期障がい福祉計画 新見市第1期障がい児福祉計画」の計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「新見市第6期障がい福祉計画 新見市第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

本市では、引き続き「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」を基本理念として、新見市障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」を拠点に福祉団体等で構成される「新見市障害者自立支援協議会」との連携を強化し、支援ネットワークをさらに充実させ、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域全体で障がい者を支え合う体制づくりを推進します。

本計画で掲げた目標が達成できるよう国、県、関係団体と緊密な連携を図りながら、様々な施策に全力を挙げて取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、今後とも「地域共生社会」の実現に向けて、これらの施策にご協力いただくとともに積極的な参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、慎重にご審議を重ねていただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様、並びに関係各位に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

新見市長 戎 音

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要 -----	1
1 計画策定の趣旨と背景 -----	1
2 計画の位置付け-----	2
3 計画の性格 -----	4
4 計画の期間 -----	5
5 計画の策定方法-----	5
6 障がい者施策をめぐる国や制度の動き -----	6
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題 -----	12
1 人口の動き -----	12
2 障がい者の状況-----	13
3 現行計画の実施状況と評価からみる課題-----	22
4 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題-----	33
第3章 計画の基本的な考え方 -----	45
1 計画の基本理念-----	45
2 障がい者計画の施策体系-----	46
第4章 施策の展開 -----	47
【基本目標1】障がいへの理解の促進-----	47
【基本目標2】健康づくりの推進 -----	50
【基本目標3】地域生活支援の充実 -----	52
【基本目標4】権利擁護・差別解消の推進 -----	57
【基本目標5】療育・保育・教育の充実 -----	59
【基本目標6】雇用・就労の促進 -----	63
【基本目標7】福祉のまちづくりの推進 -----	65
第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況 ----	69
1 第5期障がい福祉計画の進捗状況-----	69
2 障害福祉サービス等の進捗状況 -----	72
3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況 -----	77
第6章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 -----	78
1 第6期障がい福祉計画における成果目標の設定 -----	78
2 その他の活動指標-----	84
3 第6期障がい福祉計画 -----	85
4 第2期障がい児福祉計画-----	94

第7章 計画の推進	97
1 庁内推進体制の強化	97
2 関係機関との連携の強化	97
3 計画の普及・啓発	97
4 感染症対策の推進	97
5 計画の進行管理	98
資料編	99
1 新見市障害者福祉計画策定委員会設置要綱	99
2 新見市障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会委員名簿	100
3 策定経過	101
4 用語解説	102

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

国においては、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」（以下「第4次計画」という。）が閣議決定され、平成30年度から5年間における障がい者福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念において共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。

「第4次計画」は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定、「障害者権利条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行等、障がい者施策に大きく影響を与える動向を踏まえて策定されています。

また、平成28年5月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成30年4月から施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

岡山県においては、平成28年2月に「第3期岡山県障害者計画（だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン）」を策定し、「自立の支援」「主体的な選択の尊重」「地域で共生する社会の実現」の3つを施策体系の柱として障がい者福祉を推進しています。また、平成30年3月には「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人の地域生活や一般就労への移行を更に推進し、障害福祉サービス、障がい児支援の提供体制等のより一層の充実が図られています。

本市では、「新見市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下「現行計画」という。）に基づき、様々な障がい者施策を進めています。現行計画の中の「新見市障がい者計画」の計画期間は令和5年度までとなっているため、これまでの取組の進捗状況を点検、評価するとともに、国や岡山県の動向、社会情勢の変化などを踏まえて中間見直しを行います。

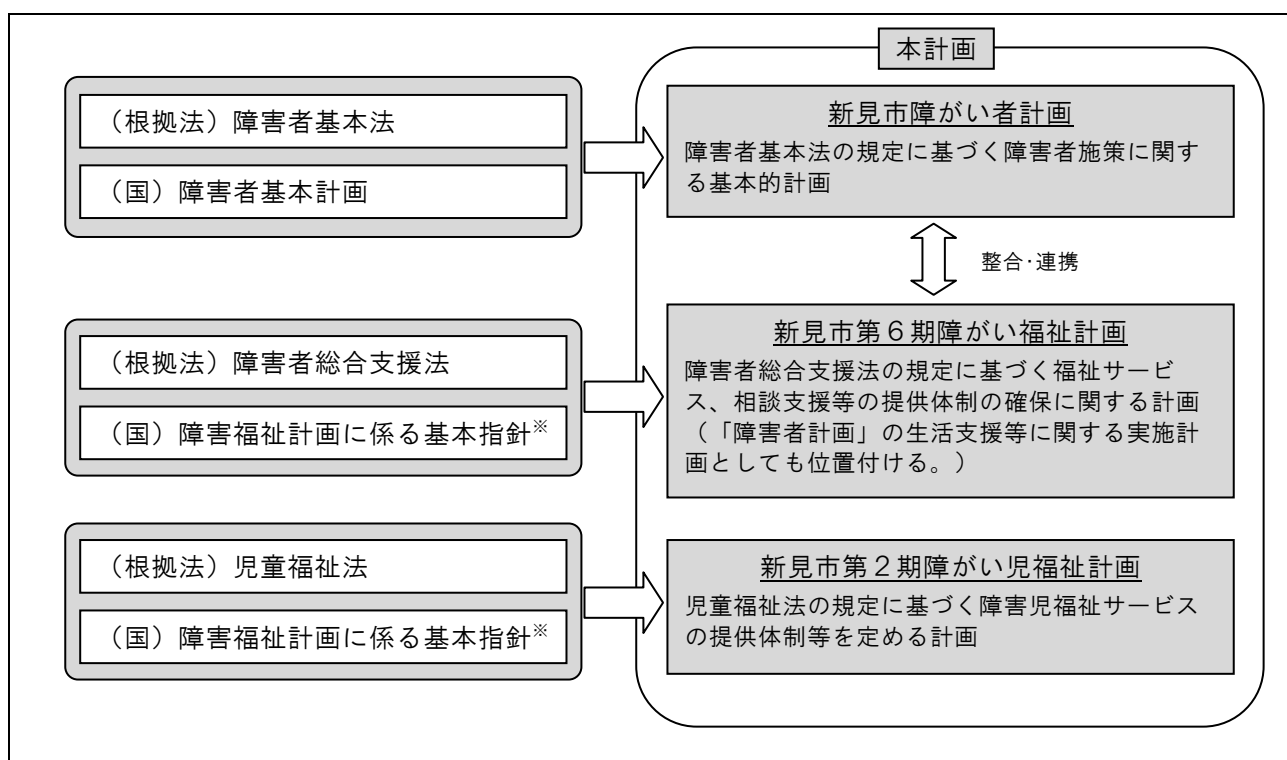
一方、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」は令和2年度に満了となるため、現行計画の評価、検証を行った上で、国の新たな指針や県の計画の方針を踏まえ、本市の現状と市民のニーズ等を反映し、「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

この計画書では「新見市障がい者計画」の中間見直し及び「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を総称して「本計画」といいます。

2 計画の位置付け

本計画における「新見市障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」で、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方、「新見市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「第6期計画」という。）は、「障害者総合支援法」第 88 条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第 33 条の 20 第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体としたもので、本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量、その確保方策などを定める計画です。

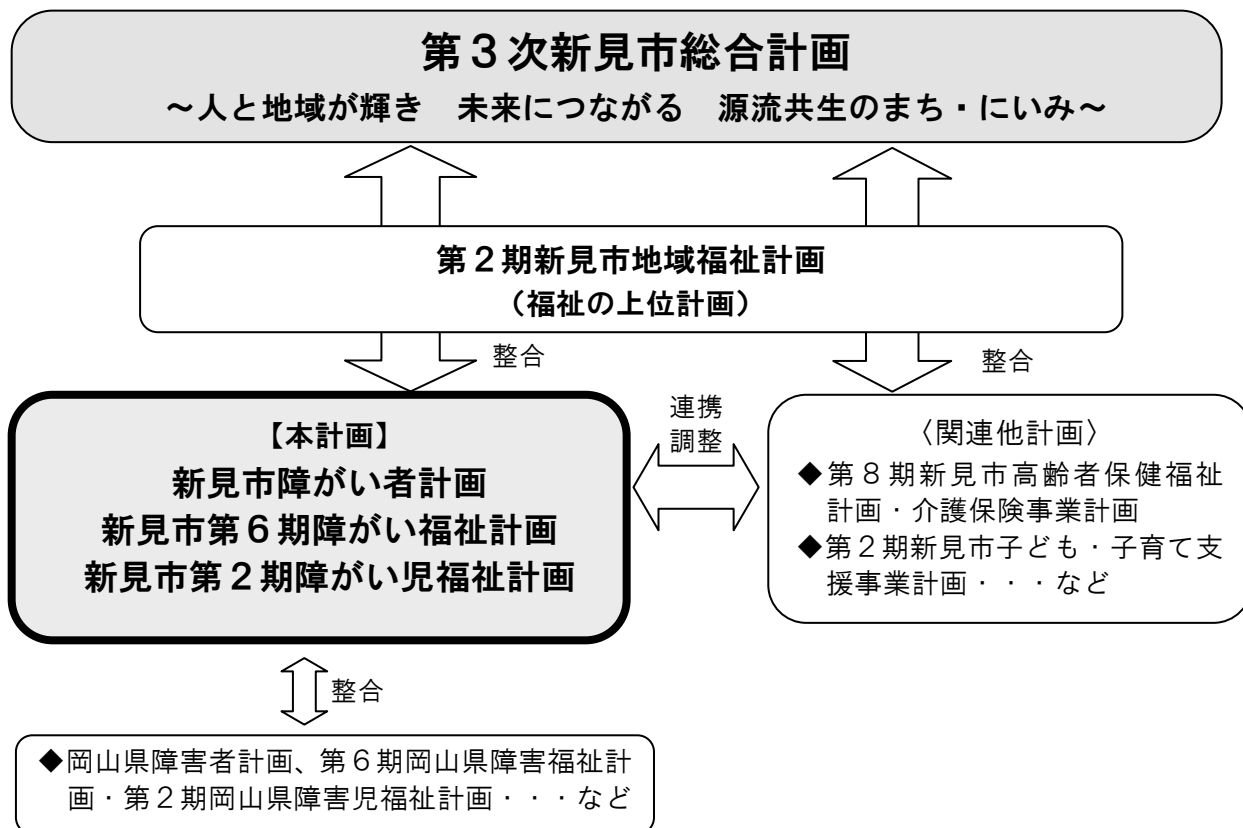
【計画の位置付け】



※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第 213 号)

本計画は、国や県の計画を踏まえつつ、本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」をはじめ、「第2期新見市地域福祉計画」「第8期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「第2期新見市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】

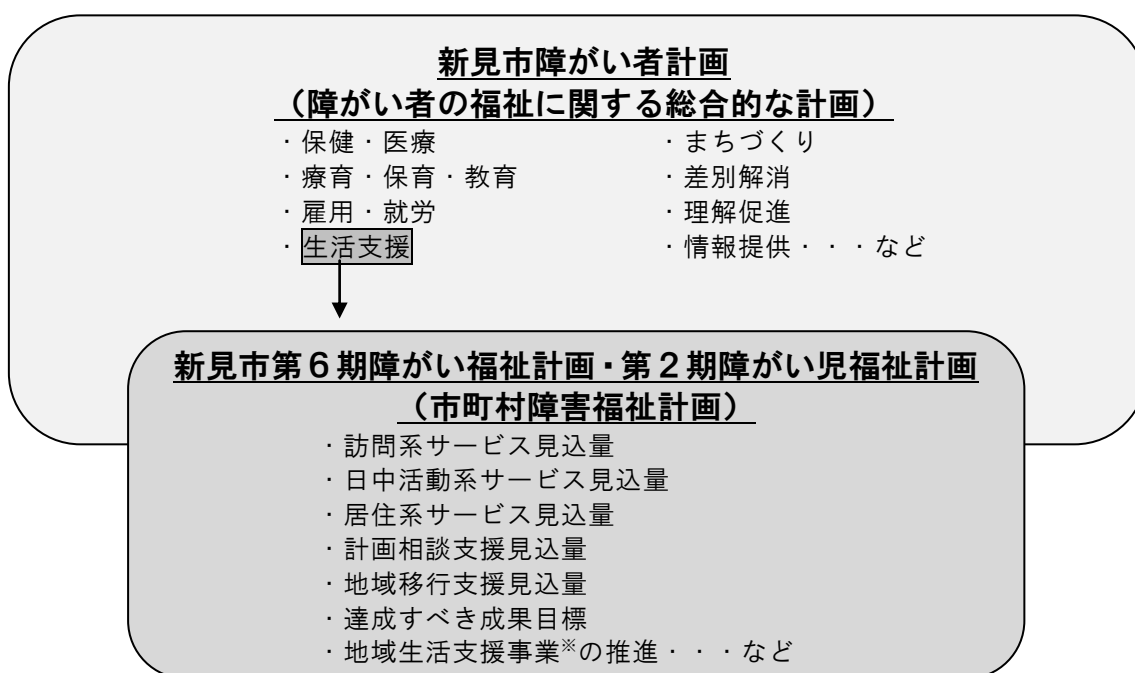


3 計画の性格

「障がい者計画」は、長期的視点に立って障がい者の生活全般にわたる支援を行うための施策を定める総合的な計画です。一方、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや地域生活支援事業[※]等の具体的なサービス見込量などを定める計画です。

策定に当たっては、現行計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がい者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障がい者や障がい児の現状やニーズなどを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。

【障がい者計画と第6期障がい福祉・第2期障がい児福祉計画の関連イメージ】



※地域生活支援事業とは、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業で、必須事業と任意事業に区分されます。

4 計画の期間

「新見市障がい者計画」の対象期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間、「新見市第6期障がい福祉計画」及び「新見市第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
新見市障がい者計画	現行計画						次期計画		
新見市障がい福祉計画	第5期		第6期(本計画)			第7期(見直し)			
新見市障がい児福祉計画	第1期		第2期(本計画)			第3期(見直し)			

5 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

市内の障がい者手帳所持者等における、障がいの状況、住まいや暮らし、保健・医療、就労、保育・教育などについての現状やニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	市内に住所を有する障がい者手帳所持者及び福祉サービス利用者
調査期間	令和2年8～9月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	600件
有効回収数	281件
有効回収率	46.8%

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては「新見市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行います。

6 障がい者施策をめぐる国や制度の動き

(1) 「障害者基本計画（第4次）」の策定

国においては、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」を閣議決定し、平成30年度から5年間における障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めています。

この計画では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本とし、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその基本理念の趣旨として掲げています。

(2) 「障害者活躍推進プラン」の策定

平成31年4月、文部科学省から「障害者活躍推進プラン」が示されました。このプランは、「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、雇用、学校教育、生涯学習、文化芸術、スポーツ活動、教師の養成・採用等の6つの分野において、より積極的に障がい者の活躍の場の拡大を図ることをその趣旨としています。

(3) 改正「障害者総合支援法」の施行

平成28年5月に改正された「障害者総合支援法」は、平成30年4月から随時施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

(4) 共生型サービスの創設

「障害者総合支援法」の改正により、介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障がい福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障がい福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例が設けられました。

(5) 障害福祉サービス等報酬改定

障がい者の重度化、高齢化を踏まえた地域移行や地域生活への支援をはじめ、障がい児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）に係る報酬改定が行われました。また、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援のサービスが新設され、障がい者の地域での暮らしを支援するサービスが拡充されています。

【障がい者を取り巻く制度等の動きと本市の関わり】

年	法律や制度の整備内容（法令名称は略称）	国	本市	
平成 23 年	「障害者基本法」の改正	障害者 基本計画 (第2次)		
平成 24 年	「児童福祉法」の改正 「障害者虐待防止法」の施行		新見市障がい者計画 (前期計画)	新見市第3期 障がい福祉計画
平成 25 年	「障害者総合支援法」の施行 「障害者優先調達推進法」の施行			
平成 26 年	「障害者権利条約」の批准	障がい福祉計画		
平成 27 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行			
平成 28 年	「障害者差別解消法」の施行 「障害者雇用促進法」の一部施行			
平成 29 年	「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」	障がい者基本計画 (第3次)	新見市障がい者計画 (現行計画)	
平成 30 年	「障害者総合支援法」「児童福祉法」「発達障害者 支援法」の改正 「障害者雇用促進法」の改正 「障害者基本計画（第4次計画）」の策定 「障害者文化芸術活動推進法」の施行			新見市第5期障がい福祉計 画・新見市第1期障がい児福 祉計画
令和元年	「障害者活躍推進プラン」公表 「読書バリアフリー法」の施行			
令和2年				

(6) 基本指針の見直し

令和2年1月、国において「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示されました。「基本指針見直しの主なポイント」として、計画に加えるべき9つの方向性と成果目標の考え方が示されました。

【基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。 ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。 ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取組事項を盛り込む。
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。 ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。 ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。 ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。 ・障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。 ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。
7 障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

基本指針	見直しのポイント
8 障害福祉サービスの質の確保	・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。
9 福祉人材の確保	・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。
10 その他	・相談支援体制の充実強化 ・障害児通所支援体制の教育施策との連携

【成果目標（令和5年度末の目標）の見直しのポイント】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
○ 施設入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新） ・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減） ・退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
4 福祉施設から一般就労への移行等
○ 福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍、うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍（新） ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新） ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

6 相談支援体制の充実・強化等

○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

(7) 岡山県の動向

岡山県においては、平成 28 年 2 月に「第 3 期岡山県障害者計画」を策定し、「自立の支援」「主体的な選択の尊重」「地域で共生する社会の実現」という 3 つの施策体系の柱に基づき、9 つの分野における施策を推進しています。

【第 3 期岡山県障害者計画～だれもが輝く☆おかやまマイルプラン～の施策体系】

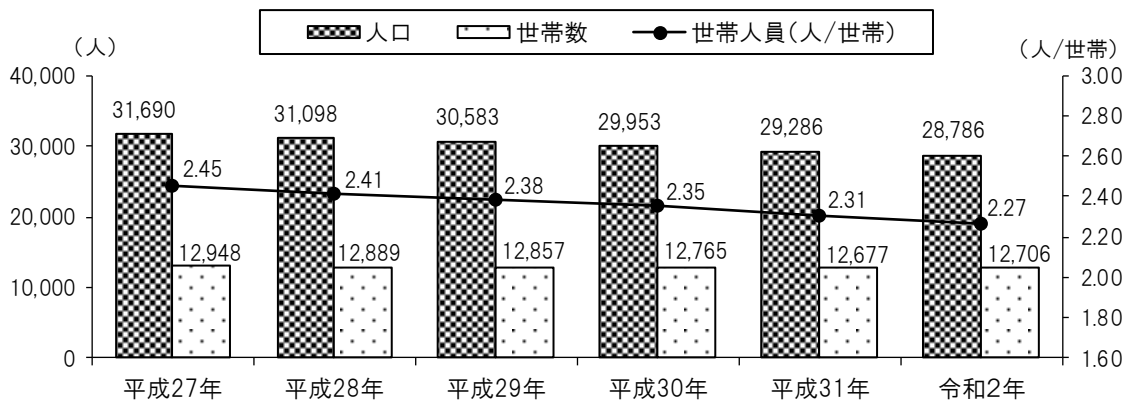
分 野	施 策
I 啓発・広報・社会参加	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 学校教育及び社会教育の充実等 (3) ボランティア活動等の推進 (4) 障害のある人の社会参加の促進
II 生活支援	(1) 相談支援体制の構築 (2) 在宅サービス等の充実・地域移行の推進 (3) サービスの質の向上 (4) 障害児支援の充実 (5) 人材の育成・確保 (6) 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
III 生活環境	(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (2) 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化 (3) 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等 (4) 公共的施設等のバリアフリー化の推進
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	(1) 特別支援教育推進のための取組 (2) 教育環境の整備等 (3) 大学等における障害のある学生への支援 (4) 障害のある人の文化芸術活動の推進 (5) 障害者スポーツの振興 (6) 障害のある人等の国際交流の推進
V 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 障害のある人の雇用の推進 (2) 総合的な就労支援 (3) 一般就労への移行推進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ (6) 経済的自立の支援
VI 保健・医療	(1) 保健・医療の充実等 (2) 精神保健・医療の提供等 (3) 保健・医療人材の育成・確保 (4) 難病に関する施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療
VII 情報アクセシビリティ	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のバリアフリー化
VIII 安全・安心	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・交通安全対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
IX 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

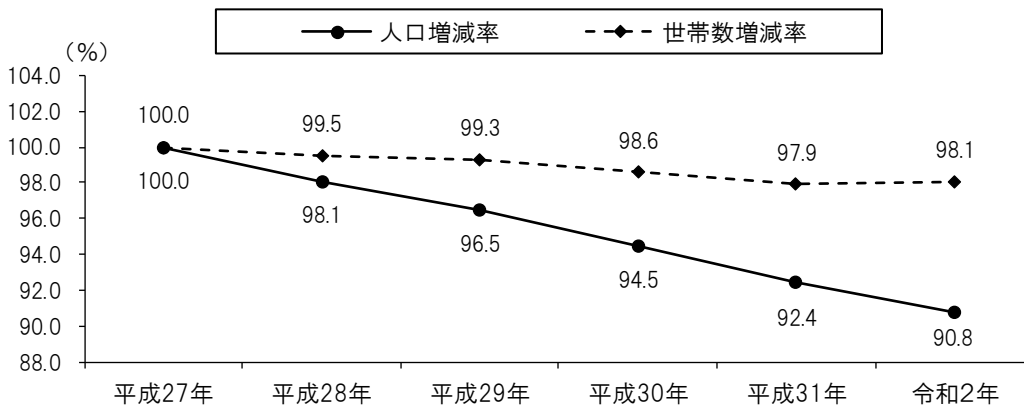
1 人口の動き

本市の人口は、令和2年3月末日現在 28,786 人(平成27年を100とした場合 90.8) となっており、平成27年から約 2,900 人の減少となっています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成27年の2.45人から令和2年で2.27人と、緩やかに小家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成27年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

2 障がい者の状況

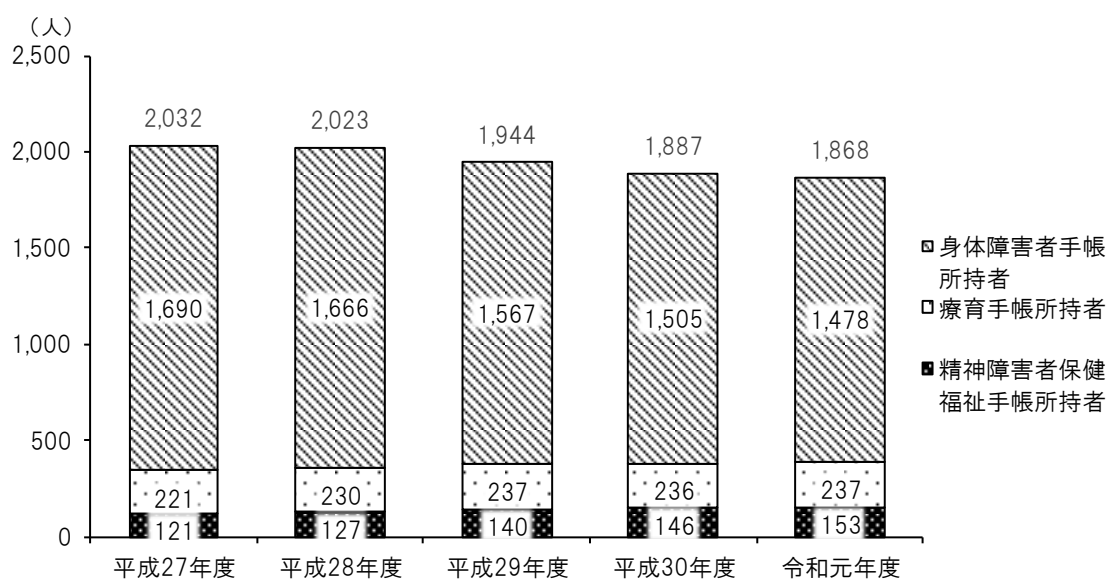
(1) 障がい者手帳所持者の状況

本市の障がい者手帳所持者数は、令和元年度で 1,868 人となっており、近年は減少傾向で推移しています。

手帳の種類別で見ると、令和元年度では「身体障害者手帳所持者」が 1,478 人と最も多く、全体の8割近く(79.1%)を占めています。「療育手帳所持者」は 237 人で 12.7%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は 153 人で 8.2%となっています。

平成 27 年度からの推移では、「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」共に増加傾向となっていますが、特に「精神障害者保健福祉手帳所持者」の増加が大きくなっています。

【障がい者手帳所持者数の推移】



(単位: 人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
身体障害者手帳所持者	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5
療育手帳所持者	221	230	237	236	237	107.2
精神障害者保健福祉手帳所持者	121	127	140	146	153	126.4
合計	2,032	2,023	1,944	1,887	1,868	91.9

注: 増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料: 福祉課(各年度3月31日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

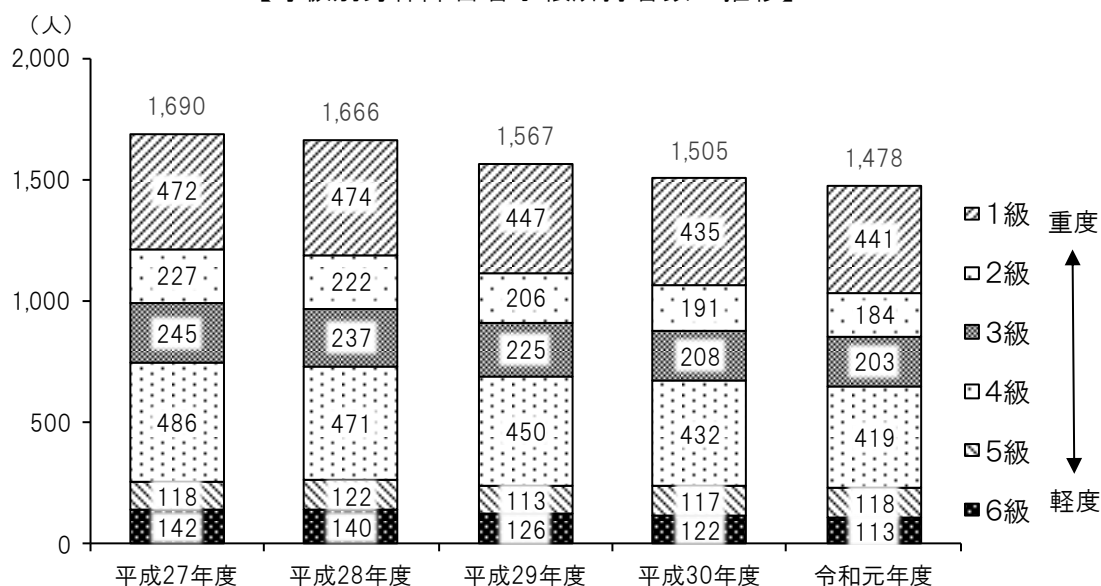
本市の身体障害者手帳所持者数は年々減少し、令和元年度は1,478人となっています。

等級別でみると、令和元年度では「1級」が441人と最も多く、全体の3割近く(29.8%)を占めています。次いで「4級」が419人(全体に占める構成比28.3%)、「3級」が203人(同13.7%)の順となっています。

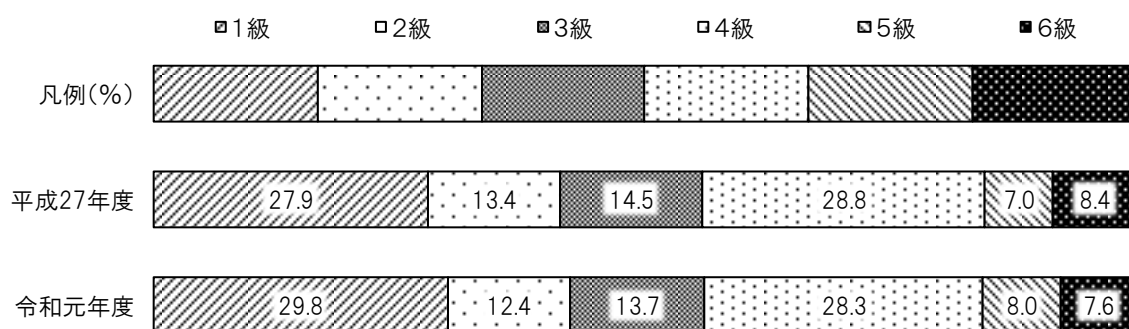
平成27年度からの推移では、全体的に減少で推移していますが、「5級」は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

年齢区分別では、「18歳未満」については、増減はあるもののほぼ一定の人数となっていますが、「18～64歳」及び「65歳以上」については減少傾向にあります。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



【等級別身体障害者手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
1級	472	474	447	435	441	93.4
2級	227	222	206	191	184	81.1
3級	245	237	225	208	203	82.9
4級	486	471	450	432	419	86.2
5級	118	122	113	117	118	100.0
6級	142	140	126	122	113	79.6
合計	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

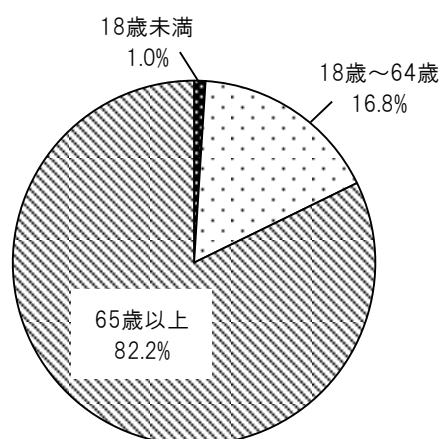
(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
18歳未満	17	17	15	13	15	88.2
18歳～64歳	300	290	265	252	248	82.7
65歳以上	1,373	1,359	1,287	1,240	1,215	88.5
合計	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5

注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度3月 31 日現在)

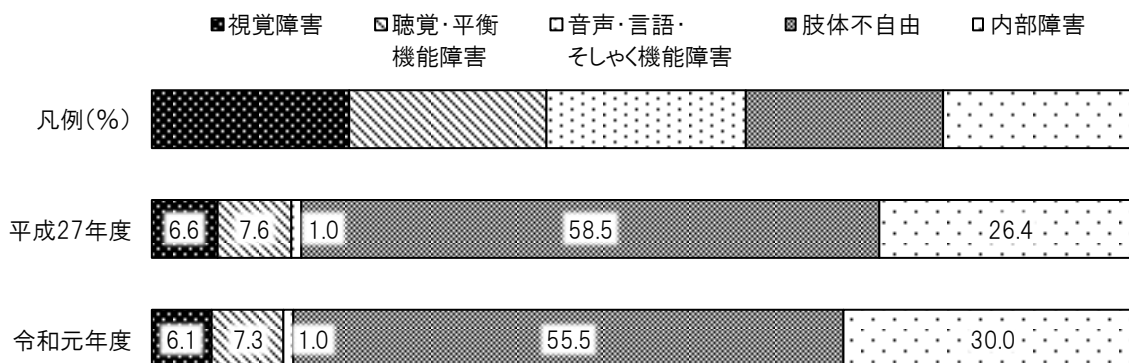
【身体障害者手帳所持者の年齢区分別構成（令和元年度）】



障がい種類別で見ると、令和元年度では「肢体不自由」が 821 人と最も多く、次いで「内部障害」が 444 人、「聴覚・平衡機能障害」が 108 人の順となっています。

平成 27 年度からの推移では、「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」「肢体不自由」の減少が大きくなっています。

【障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
視覚障害	111	108	106	93	90	81.1
聴覚・平衡機能障害	128	126	122	114	108	84.4
音声・言語・そしゃく機能障害	17	18	14	11	15	88.2
肢体不自由	988	967	902	856	821	83.1
内部障害	446	447	423	431	444	99.6
合計	1,690	1,666	1,567	1,505	1,478	87.5

注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度3月 31 日現在)

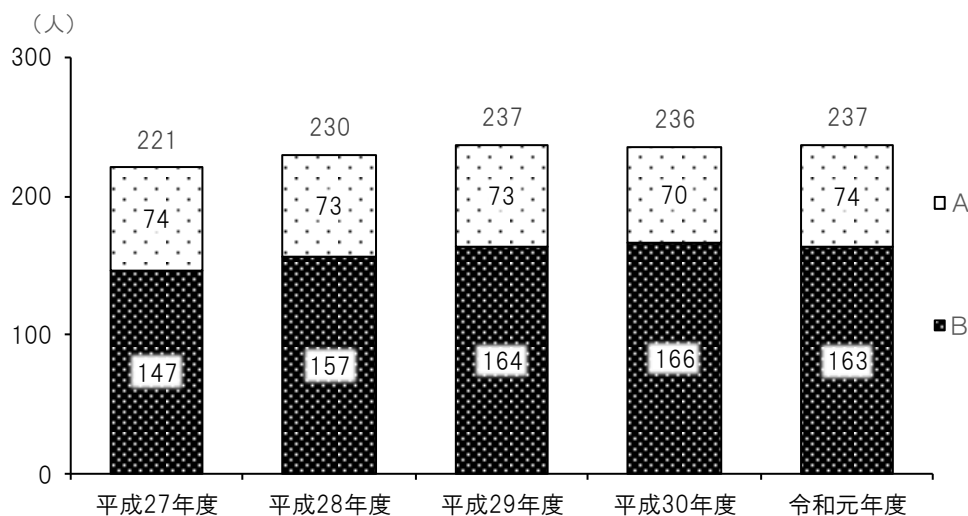
(3) 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は令和元年度で237人と、増加傾向で推移しています。

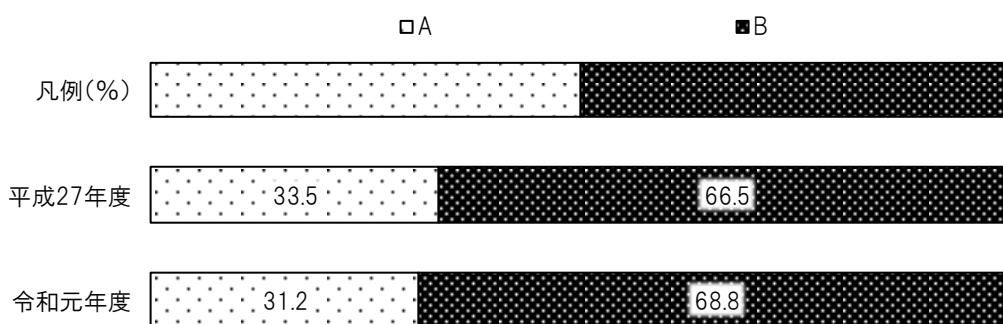
障がい程度別でみると、令和元年度では「B（軽度）」が163人と、「A（重度）」の74人を大幅に上回っており、平成27年度からの推移では「B（軽度）」の増加が目立っています。

また、年齢区分別では、「18歳未満」は平成27年度から平成29年度までは増加していましたが、平成30年度以降、減少しています。「18～64歳」「65歳以上」では増加傾向となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



【療育手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減率
A	74	73	73	70	74	100.0
B	147	157	164	166	163	110.9
合計	221	230	237	236	237	107.2

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

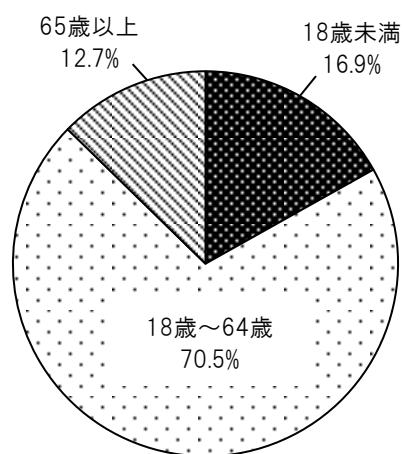
(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
18 歳未満	40	46	48	44	40	100.0
18 歳～64 歳	156	157	160	162	167	107.1
65 歳以上	25	27	29	30	30	120.0
合 計	221	230	237	236	237	107.2

注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度3月 31 日現在)

【療育手帳所持者の年齢区分別構成（令和元年度）】

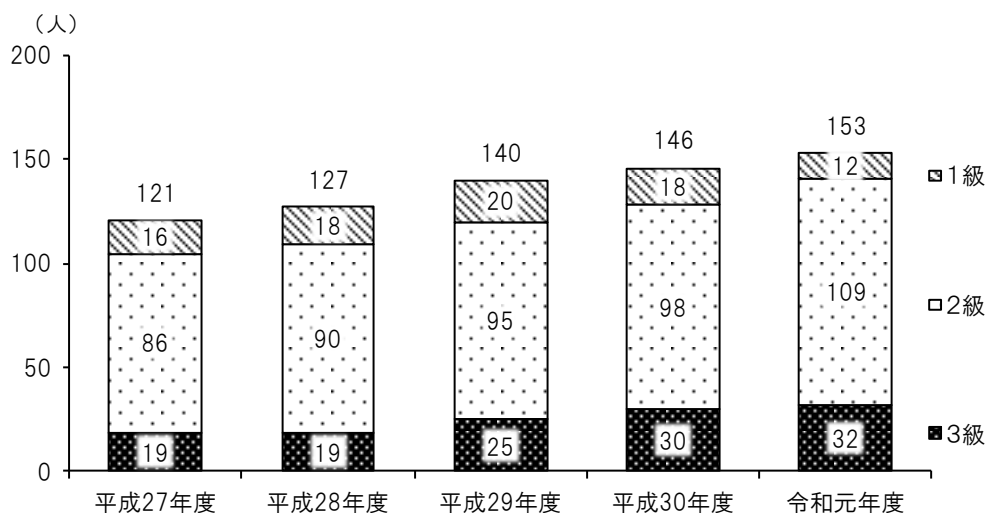


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

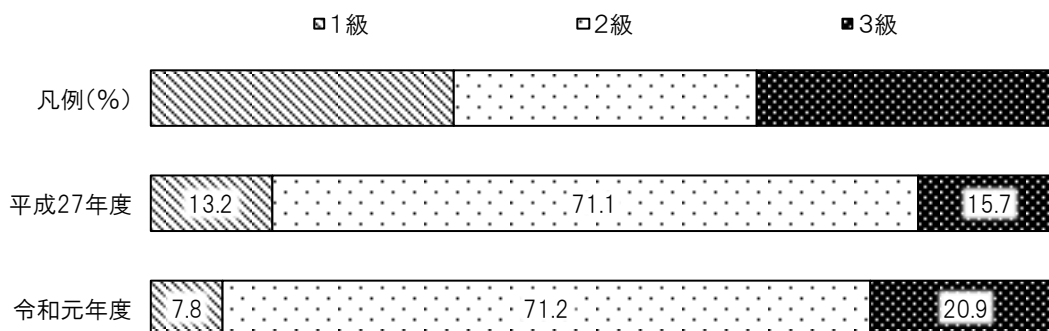
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度で 153 人となっており、近年増加傾向で推移しています。

等級別で見ると、令和元年度では「2級（中度）」が 109 人と最も多く、全体の7割以上(71.2%)を占めています。次いで「3級（軽度）」が 32 人(全体に占める構成比 20.9%)、「1級（重度）」が 12 人(同 7.8%) の順となっており、平成 27 年度からの推移では、「2級（中度）」や「3級（軽度）」が増加していますが、「1級（重度）」は減少しています。年齢区分別で見ると、全ての年齢層で増加しています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移】



(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
1級	16	18	20	18	12	75.0
2級	86	90	95	98	109	126.7
3級	19	19	25	30	32	168.4
合計	121	127	140	146	153	126.4

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

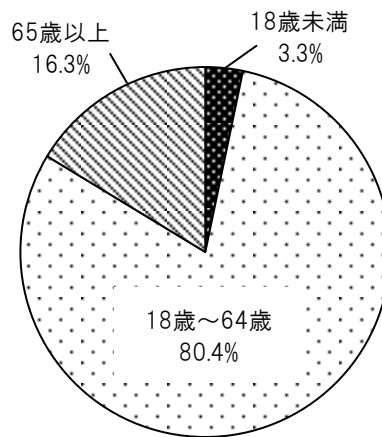
(単位：人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	増減率
18 歳未満	3	2	3	5	5	166.7
18 歳～64 歳	100	107	114	116	123	123.0
65 歳以上	18	18	23	25	25	138.9
合計	121	127	140	146	153	126.4

注：増減率は平成 27 年度を 100 とした場合の令和元年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度3月 31 日現在)

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢区分別構成（令和元年度）】



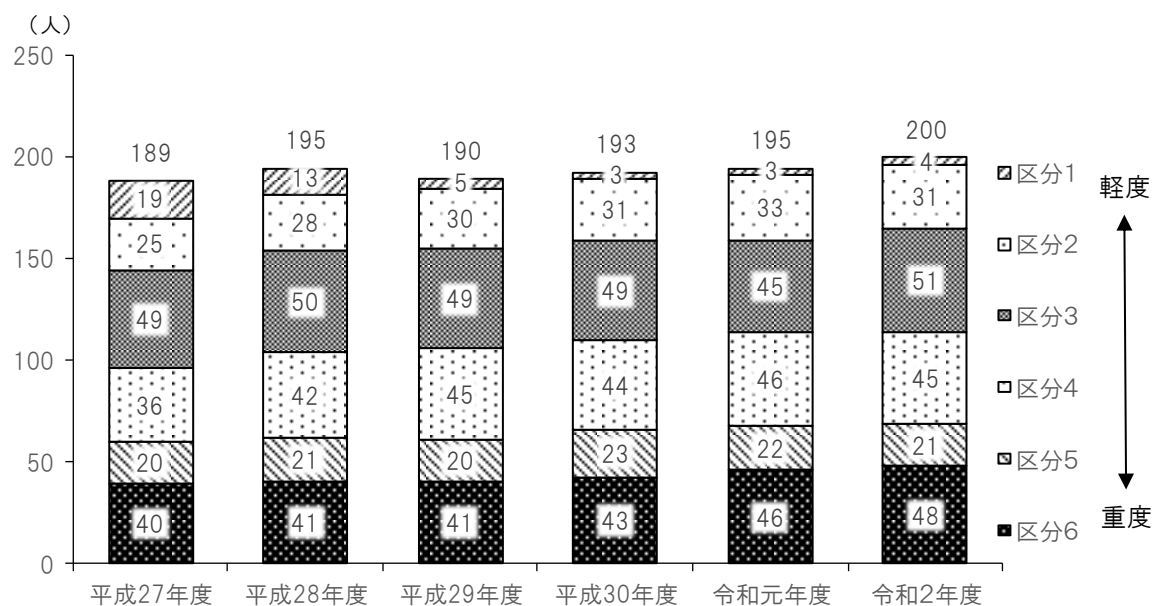
(5) 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、令和2年度で200人と、緩やかな増加傾向となっています。

区分別でみると、令和2年度では「区分3」が51人と最も多く、次いで「区分6」が48人、「区分4」が45人の順となっています。

また、障害支援区分を必要としないサービス利用者は、障がい児、障がい者共に、増加傾向にあります。

【障害支援区分認定者数の推移】



(単位：人、%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減率
区分認定なし	113	157	158	185	193	205	181.4
障がい児	72	102	89	118	126	137	190.3
障がい者	41	55	69	67	67	68	165.9
合計	189	195	190	193	195	200	105.8
区分1	19	13	5	3	3	4	21.1
区分2	25	28	30	31	33	31	124.0
区分3	49	50	49	49	45	51	104.1
区分4	36	42	45	44	46	45	125.0
区分5	20	21	20	23	22	21	105.0
区分6	40	41	41	43	46	48	120.0

注：増減率は平成27年度を100とした場合の令和2年度の割合を示している。

資料：福祉課(各年度4月1日現在)

3 現行計画の実施状況と評価からみる課題

本市では、現行計画に基づき障がい者福祉に関する様々な事業を展開しています。

ここでは、現行計画に基づいて実行している事業の進捗状況について、点検や評価を行い、その検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

基本目標 1	障がいへの理解の促進
--------	------------

施策の方向	1 広報・啓発活動の推進
これまでの主な取組内容	<p>○障がい者週間に合わせ、市の広報紙やホームページへの記事掲載、街頭啓発活動や番組動画作成等を行い、障がいや障がい者について理解促進を図りました。</p> <p>○「新見市障害者地域活動支援センター（ほほえみ広場にいみ）」（以下「ほほえみ広場にいみ」という。）において、専門的な相談が行える体制の整備や関係機関との連携を図り、ボランティアの育成に努めました。</p>
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<p>●障がいや障がい者についての市民の理解をより一層深めるため、市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を通じた幅広い広報・啓発活動を推進することが必要です。</p>

施策の方向	2 福祉教育の推進
これまでの主な取組内容	<p>○幼少期から総合的な福祉教育を推進するため、職員の研修会への参加促進や新見市統一カリキュラム策定に向けた取組を行いました。</p> <p>○公民館において、講演会やDVD鑑賞会を開催し、障がいや障がい者についての市民の理解促進を図りました。</p> <p>○社会福祉協議会と連携し、「夏のボランティア体験」や「ちょボラ運動」を小・中学校に周知し、ボランティア活動の充実を図りました。</p>
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<p>●保育所・幼稚園・認定こども園の職員が、福祉に関する研修に参加しやすい環境の整備が必要です。</p> <p>●新見市保育・教育カリキュラムの積極的な活用を図り、公民館での講演会等を行い、福祉教育を推進することが必要です。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症対策をしながら、社会福祉施設でのボランティア活動をどのように行うかについての検討が必要です。</p>

施策の方向	3 コミュニケーション支援の充実
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉フォーラム」に手話通訳者と要約筆記者を派遣して、聴覚障がい者等への意思疎通手段を確保し、また、要約筆記者の派遣時間を増やすことにより意思疎通支援の充実を図りました。 ○「声の広報」発行事業について、市の広報紙への掲載やサンプルCD送付等を行い、周知に努めました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●日常的に手話を使用している聴覚障がい者等を把握するなど、意思疎通支援事業を必要とする人が利用しやすい環境の整備が必要です。 ●より多くの人々が「声の広報」発行事業を利用できるよう、周知が必要です。

基本目標 2	健康づくりの推進
--------	----------

施策の方向	1 保健・医療体制の充実
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の充実に努めるとともに、窓口等で医療費給付制度についての案内を行い、制度の利用促進を図りました。 ○本市独自の取組として、重症心身障害児者や医療的ケア児等に対して、市内の事業所に委託しリハビリを実施しました。 ○保健師等と連携し、特定健康診査や健康診査、各種がん検診時における疾病等の早期発見、発見後の事後指導の充実に努めました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●本市独自の取組について、利用者のニーズに合った取組となるよう体制の整備が必要です。 ●各種健診やがん検診では、「人間ドック」の受診者が増加傾向にあることから、ニーズに合わせた受診環境を整えていく必要があります。

施策の方向	2 医療と福祉の連携
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「ほほえみ広場にいみ」を中心に、保健・医療・福祉の関係機関の情報共有や連携体制を整えるとともに、多職種連携を支援し、地域における情報ネットワーク化を推進しました。 ○心の健康づくり講演会やゲートキーパー養成講座等でチラシを配布し、メンタルヘルスに対応する相談窓口の周知に努めるとともに、企業等へ、自殺の現状や取組などの情報提供を行いました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児等の情報共有等、支援のための関係機関との連携体制づくりが必要です。 ●自殺防止に向け、市の現状や相談先の周知を図ることが必要です。 ●精神障がい者が抱える課題を支援者間で共有し、安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。

基本目標 3	地域生活支援の充実
--------	-----------

施策の方向	1 相談支援体制の充実と強化
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「ほほえみ広場にいみ」の機能を強化し、各種相談支援や情報提供を行いました。また、障がい者相談員が障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な指導や助言を行いました。 ○「子どもの心とからだの総合相談」や「くれよん検診」と連携を図り、医学的な立場から発達障がいのある子ども、又はその特徴がみられる子どもの発育・発達状況を把握するため、小児科医、臨床心理士等の専門家による相談や指導、支援を行いました ○市の広報紙やホームページを活用し、地域生活支援事業の制度やサービス内容の情報を発信しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者やその家族が適切な支援を受け、安心して地域で生活できるよう、必要な情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努める必要があります。 ●関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

施策の方向	2 地域移行・地域定着の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉フォーラム開催事業や相談支援事業、日中一時支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付等事業等を行い、障がい者が地域で暮らしやすい体制や拠点づくりを促進しました。また、機能訓練や一時預かり等医療的ケア児の総合支援事業を推進しました。 ○「ほほえみ広場にいみ」を中心に、関係機関と連携しながら、障がい者の地域移行を進めるとともに、相談支援事業所による地域定着支援を推進しました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備が必要です。 ●入所・入院生活から地域生活への移行を促進するとともに、地域での生活を継続することができるよう支援することが必要です。

施策の方向	3 福祉サービス等の充実
これまでの 主な取組内容	<p>○関係機関と連携し、障がい者が継続して福祉サービスを利用できる体制づくりを推進し、また、地域移行を促進するため、共同生活援助（グループホーム）を整備しました。</p> <p>○経済的負担を軽減できるよう、補装具費の給付や法令等に基づく各種手当を支給して支援しました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●サービスを必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、それぞれのニーズに応じた提供体制の確保に努め、自立した地域生活への移行の促進を図ることが必要です。</p> <p>●多様なニーズに応えられるよう、訪問系サービスを提供できる事業所とA型事業所の確保が必要です。</p>

施策の方向	4 住まいの確保
これまでの 主な取組内容	<p>○障がい者の地域生活の場として、共同生活援助（グループホーム）を整備しました。（再掲）</p> <p>○障がい者手帳の新規取得時等に日常生活用具給付の対象となるか確認を行い、該当した場合は制度を適切に案内し、利用促進を図りました。</p> <p>○市営住宅については、連帯保証人制度の廃止や単身での入居要件を緩和することで、入居しやすい環境整備を行いました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●障がい者のニーズに応じた、地域生活を支援するための居住支援サービスの充実をはじめ、住まいの選択肢の拡大が必要です。</p>

施策の方向	5 スポーツ・文化活動等の振興
これまでの 主な取組内容	<p>○毎秋に開催される「グラウンドゴルフ大会」をはじめ、NPO等が行うスポーツやレクリエーション等のボランティア活動への支援を行いました。</p> <p>○県が開催する「障がい者スポーツ大会」等の周知や参加の呼び掛けを行うとともに、スポーツ大会への職員同行や激励金交付等の支援を行いました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しむことができる機会の提供に努めるとともに、支援することが必要です。</p> <p>●様々な障がい者スポーツにより多くの選手が参加するよう、スポーツ推進委員を通じて普及・啓発活動を進めることが必要です。</p>

基本目標 4	権利擁護・差別解消の推進
--------	--------------

施策の方向	1 権利擁護の推進
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○一人で日常生活を送ることに不安のある人が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり保管などの支援を行いました。 ○成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、市民後見人の育成や法人後見支援員の育成などの体制整備、権利擁護の普及等を図りました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の権利を守るため、成年後見制度等の周知と普及を図るとともに、契約や財産管理等で支援を必要とする人が安心して生活できるよう、支援が必要です。

施策の方向	2 差別・虐待の解消
これまでの 主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「ほほえみ広場にいみ」を中心に、障がい者への虐待防止や虐待の早期発見、権利擁護の体制づくりを図りました。また、「虐待受理会議」を開催し、情報の共有や今後の方針についての協議を行いました。 ○「新見市要保護児童対策地域協議会」の活動を行うとともに、関係機関と情報を共有し、子どもの虐待防止に努めました。
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「ほほえみ広場にいみ」と関係機関との連携を強化し、引き続き虐待への迅速な対応、適切な支援に努めることが必要です。 ●子どもの虐待防止、早期発見をより一層充実させるため、子ども家庭総合支援拠点の設置を行うなど、支援体制の強化を推進することが必要です。

基本目標 5	療育・保育・教育の充実
--------	-------------

施策の方向	1 早期発見とフォロー体制の構築
これまでの 主な取組内容	<p>○乳幼児健診で疾病や異常の早期発見、発達・発育の確認、育児相談を行い、必要に応じて専門機関を紹介しました。</p> <p>○発達に遅れの心配がある子ども又は遅れが認められた子ども及びその保護者を対象に「くれよん教室」を開催し、保護者が子どもの発達にあった対応方法を学び、育児困難感が軽減できるよう支援しました。また、必要に応じて療育につなげるように努めました。</p> <p>○関係機関と情報を共有し、支援体制の充実を図りました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<p>●引き続き、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育が行えるよう、関係機関と連携しながら支援していくことが必要です。</p>

施策の方向	2 保育・教育内容の充実
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<p>○保育所や幼稚園、認定こども園の保育教諭の加配を行い、適切な教育・保育を行うとともに、共通支援シートを作成して、個別支援の充実をはじめ、就学に向けた小学校との連携を図りました。</p> <p>○「新見市障害者自立支援協議会児童支援部会」において、関係機関と意見交換等の情報共有を行いました。</p> <p>○インクルーシブ教育を推進するために、小学校に特別支援教室等の設置や教育支援員の配置を行い、多様な学びの場の充実を図るとともに、新見市特別支援教育推進センターの専門指導員を小中学校に派遣し、個別の支援計画や授業についての指導・助言を行いました。</p> <p>○通常学級において、児童生徒の多様性を踏まえた授業改善（授業のユニバーサルデザイン化）を推進するため、授業公開、研修会を行いました。</p> <p>○支援学校と連携して巡回相談事業を実施し、保育所や認定こども園、幼稚園における特別支援教育について、教職員の理解の促進を図りました。</p> <p>○高等学校、高等支援学校からの学校公開、学校説明会等について、各中学校に情報を提供しました。</p>
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共通支援シートが、より円滑に活用できるための検討が必要です。 ●障害児相談支援事業所と放課後等デイサービスを提供する事業所の確保が必要です。 ●自情学級（自閉症・情緒障害教育を行う学級）の就学指導が適切に行われるよう指導することが必要です。 ●専門指導員派遣事業や巡回相談事業の積極的な活用に向け、校長会、園・所長会で再度伝達することが必要です。 ●適切な進路指導に向けて、生徒、学校、保護者に向け情報を提供していくことが必要です。

施策の方向	3 発達障がいへの支援
これまでの 主な取組内容	<p>○新見市特別支援教育推進センターの推進リーダーによる巡回相談やユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりなど、授業改善への指導・助言を行うとともに、「ほほえみ発達相談」や保育所等への巡回相談を行い、児童の状態に合わせた支援を行いました。</p> <p>○子どもの発達に悩みを抱えている家族に、子どもとの関わり方や子育てについて楽しく学ぶ、ペアレントトレーニング講座を実施しました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいがある児童生徒を含む全ての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりに向けて、ユニバーサルデザインの考え等を取り入れることが必要です。 ●ペアレントメンターとなり得る人材を育成し、地域での子育て支援の充実につなげることが必要です。 ●児童発達支援センター機能の拡充を進めるとともに、通所支援の課題解決に向けた取組が必要です。

基本目標 6	雇用・就労の促進
--------	----------

施策の方向	1 総合的な就労支援
これまでの 主な取組内容	<p>○関係機関と連携して、きめ細かな職業相談や職業紹介を行うとともに、就労を希望する障がい者に職場訪問等を実施しました。</p> <p>○就労に向けた支援として、障がい者支援施設では接遇マナー研修の実施や「働くためのチャレンジ講座」への参加、就労勉強会等、支援学校では職業ガイダンスや実習等を行いました。</p>
点検・評価結果 から見た 今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の障がい者枠での求人を増やすための取組が必要です。 ●障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、これまで以上に関係機関等との連携を図り、一人ひとりの適性や状態に応じた就労を支援することが必要です。

施策の方向	2 就労機会の拡充と定着
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の雇用の場や機会を促進するため、企業に各種助成制度の周知・活用の働き掛けや障がい者就職相談に相談員の派遣を行うとともに、職場実習先の企業に雇用制度の紹介を行いました。 ○市職員採用試験の受験要件を、精神・知的障がい者にも拡大するとともに、支援学校と連携をとりつつ、積極的な採用に努めました。 ○「ほほえみ広場にいみ」と「障害者就業・生活支援センター」が連携し、就業環境の整備に向けて企業と調整を行いました。また、働きやすい環境づくりに向け、定期的な職場訪問を行いました。 ○「福祉にこにこ市」を開催し、障がい者施設の製品の販売や広報・啓発活動を行いました。 ○「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品、サービス等の優先購入（調達）を推進しました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市の障がい者採用について、法定雇用率を維持することが必要です。 ●これまで以上にハローワークなどの関係機関と連携し、企業等に向けて障がい者の雇用機会の拡大を促進することが必要です。

基本目標 7	福祉のまちづくりの推進
--------	-------------

施策の方向	1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
これまでの主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等を整備する際、全ての人に配慮されたユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進しました。 ○安心・安全に利用してもらえるよう、一部の公園に防犯カメラを設置するとともに、措置が必要な公園については、遊具の更新等を行いました。
点検・評価結果から見た今後の主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの有無にかかわらず、全ての人が安全で快適に地域で暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、公共施設や公園など生活空間のバリアフリー化を推進することが必要です。

施策の方向	2 移動手段の確保
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<p>○障がい者の移動や外出を支援するため、個別支援や福祉車両の貸し出し、福祉有償運送を実施するとともに、新見市社会福祉協議会と地域ボランティアが連携した送迎ボランティアの充実やボランティア養成講座を開催しました。</p> <p>○自動車による移動手段が確保できるよう、自動車運転免許取得・改造費助成事業や福祉車両購入補助事業を実施しました。</p> <p>○高齢者や障がい者等の交通手段を確保するため、市街地を循環するバス「ら・くるっと」の運行を継続して実施しました。</p> <p>○障がい者に対する鉄道やバスなどの公共交通機関の運賃や、有料道路通行料金の割引制度について、障がい者福祉制度ガイドブックを通じて案内しました。</p>
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<p>●障がい者の移動を支援するサービスを実施するとともに、誰もが安全で快適に利用できる移動手段の確保が必要です。</p>

施策の方向	3 防災・防犯対策の推進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<p>○防災知識や対処方法等について、市の広報紙やホームページを活用した周知に努めるとともに、防災マップや避難所の見直しを行いました。</p> <p>○特別な医療措置が必要な難病患者や障がい者の安否確認、避難誘導等の活動を支援するため、災害時に自主防災組織へ要支援者の安否確認や避難誘導等を可能な限り行っていただくよう事前に依頼するとともに、警報や避難情報等を、告知放送や市ホームページ、スマートフォンアプリ等を通じて発信しました。</p> <p>○障がい者の消費者被害に対応するため、庁内関係各課と情報交換を行うとともに、民生委員、主任児童委員、老人クラブ、警察等と情報を共有し、被害の未然防止に努めました。</p>
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<p>●「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、障がい者の災害時避難支援対策の推進が必要です。</p> <p>●日頃からの防災や防犯についての啓発や情報提供など、関係機関と連携して障がい者を地域で守る体制の強化に努めることが必要です。</p>

施策の方向	4 地域福祉の推進
<p>これまでの 主な取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新見市社会福祉協議会と連携し、手話奉仕員の育成を図るとともに、ボランティア活動の情報について、市ホームページや社協だより等で広報・啓発を行いました。 ○「民生委員児童委員協議会総会」において研修を行い、障がい者支援活動の支援を行いました。 ○「ペアレントメンター」を育成し、ペアレントトレーニングや研修会を通じて保護者等へ相談や助言を行いました。 ○にいみ福祉フォーラムやふれあい夏祭り、ふれあい餅つき大会、ほほえみサンデーにおいてボランティアを呼び掛けました。
<p>点検・評価結果 から見た 今後の主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、障がい者への支援に関わるボランティア活動への理解と協力の促進、地域での支援体制の充実を図ることが必要です。 ●行事に参加したボランティアを日常的なボランティアにつなぐための取組が必要です。

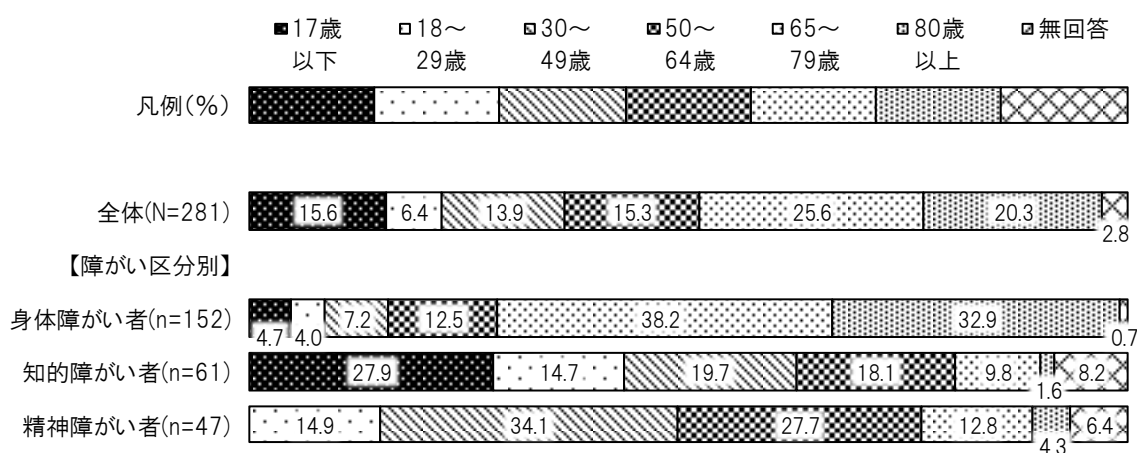
4 障がい者アンケート調査結果から読み取れる課題

(1) 障がいの状況について

【調査結果の概要（ポイント）】

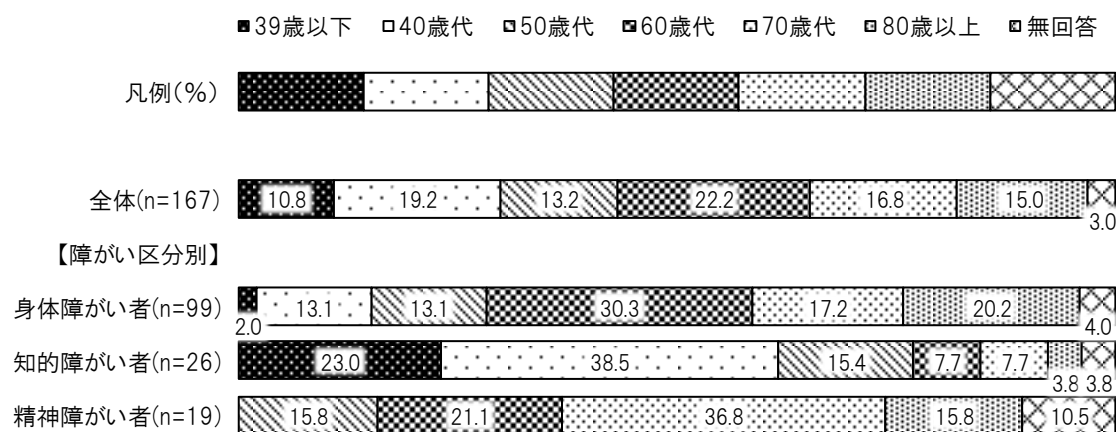
- 年齢は、65歳以上で半数近くを占め、80歳以上で約2割を占めている。18歳未満の障がい児は1割程度となっている。
- 身体障がい者は約7割が65歳以上で、約3割が80歳以上となっている。
- 18歳未満の手帳所持者の約7割及び知的障がい者の4割以上が「発達障がいの診断」を受けている。
- 精神障がい者の9割近くが「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。
- 身体障がい者の4人に1人が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。

【年齢別構成】

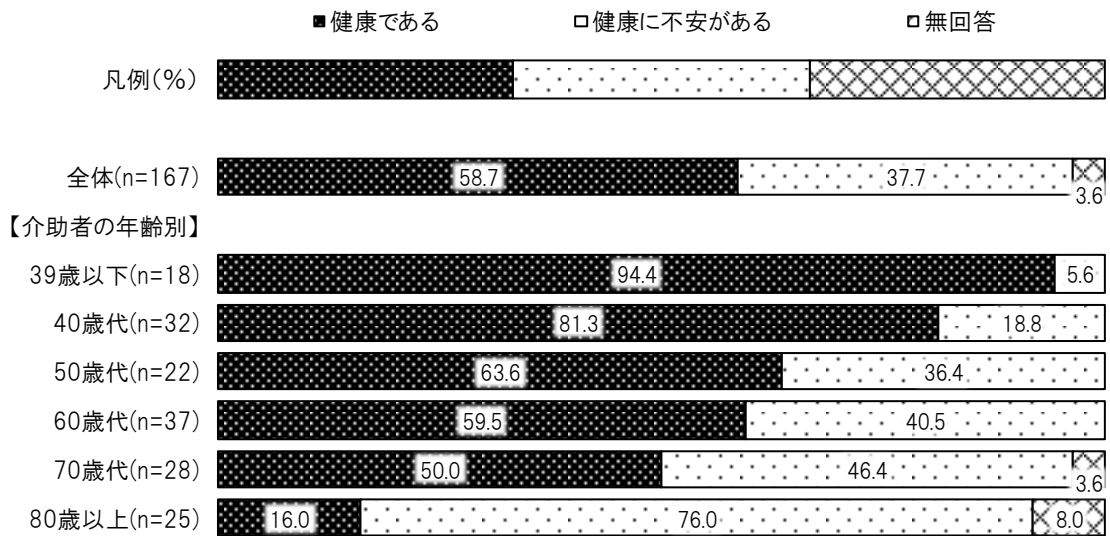


- 主な介助者は、身体障がい者の場合「配偶者（夫又は妻）」「子ども」、知的障がい者では「父母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」が多い。身体障がい者の主な介助者の4割近くが70歳以上で、年齢が上がるほど健康に不安を感じる人が多い。

【介助者の年齢】



【介助者の健康状態】



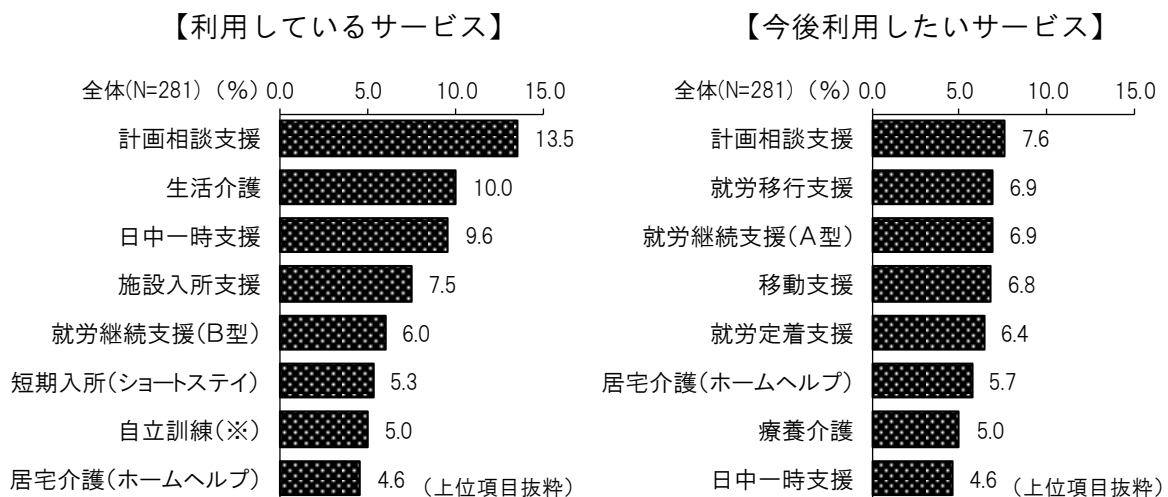
今後の課題

- 障がい者及び介助者の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。
- 障がい区分別又は年齢による障がい特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。

(2) 障害福祉サービスの利用について

【調査結果の概要（ポイント）】

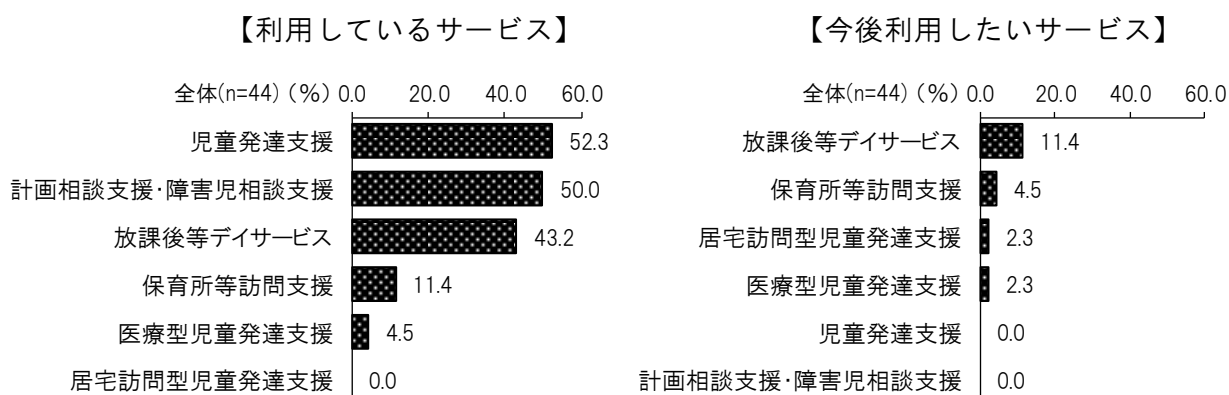
○現在利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「日中一時支援」「施設入所支援」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「計画相談支援」をはじめ、就労系のサービスに対する希望が多い。



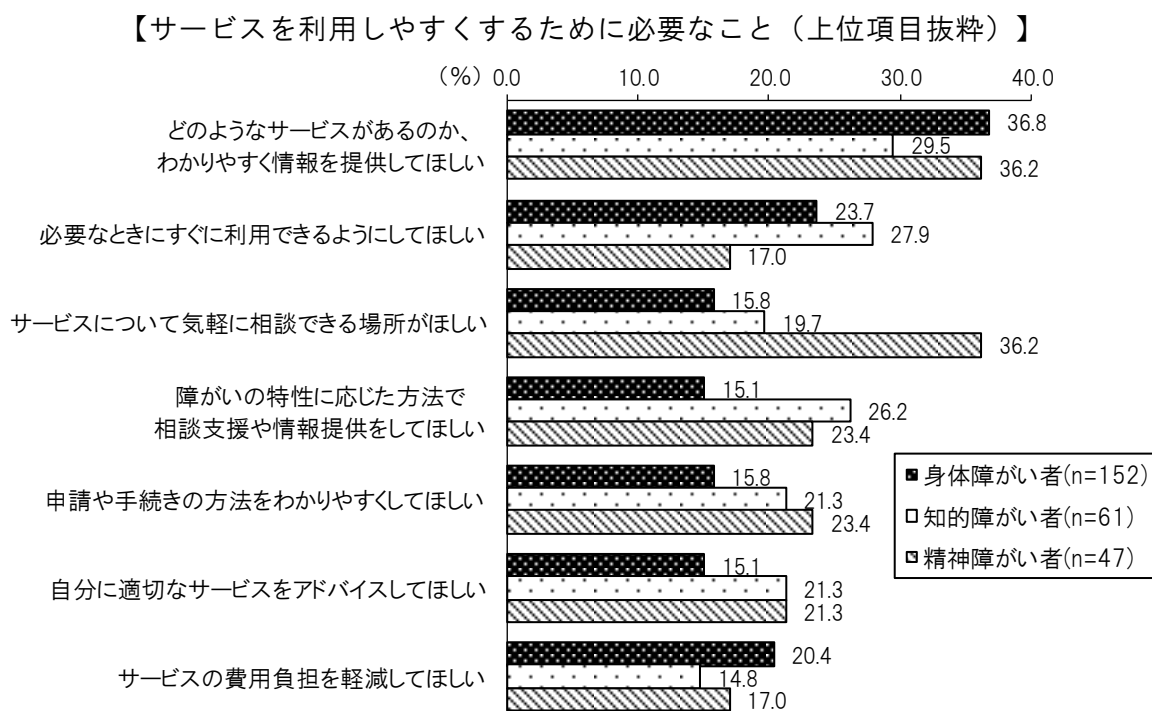
※自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練)

注: 今後利用したいサービスについて「計画相談支援」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」は、64歳以下(n=144)で集計した割合。

○18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「児童発達支援」「計画相談支援・障害児相談支援」「放課後等デイサービス」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」が多い。



○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」などが求められている。特に、精神障がい者は「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」が多い。



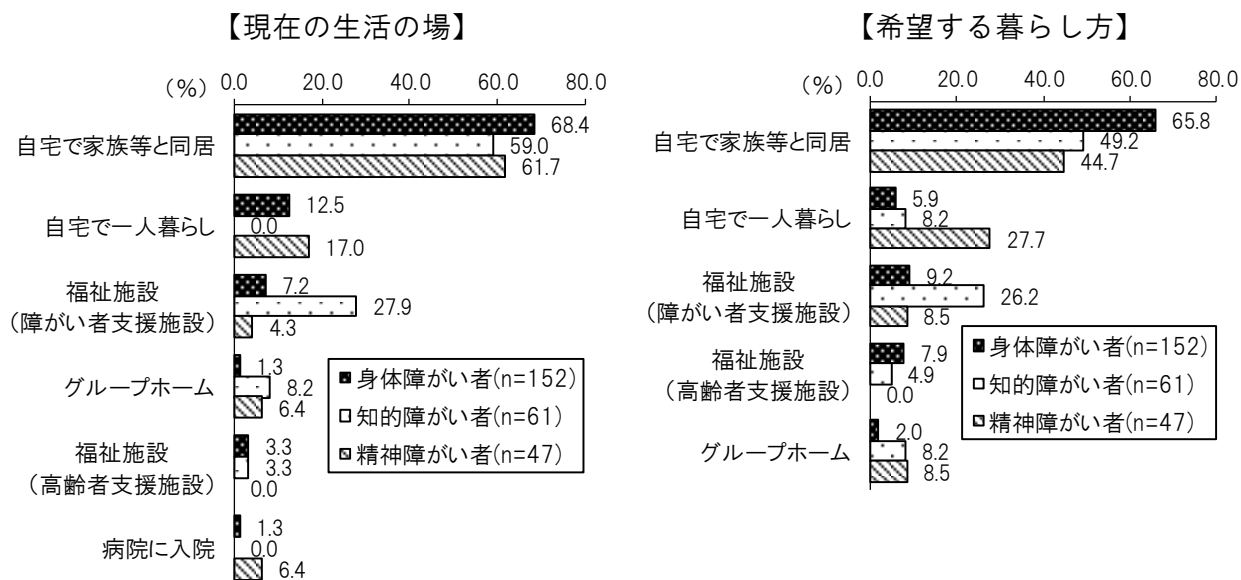
今後の課題

- 「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」などの就労に関するサービスや「計画相談支援」「移動支援」などのサービスへの対応が必要です。18歳未満では、特に「放課後等デイサービス」ニーズへの対応が必要です。
- 障害福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。

(3) 住まいや暮らしについて

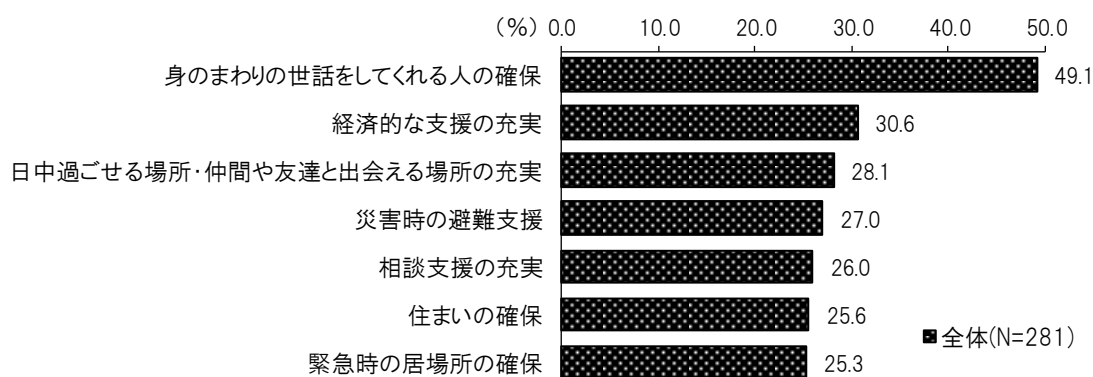
【調査結果の概要（ポイント）】

○大半が自宅で家族等と同居し、今後も自宅で暮らしたいと回答している。一人暮らしの人は1割程度となっている。精神障がい者の3割近くが一人暮らしを希望している。



○介助者の高齢化やいなくなった場合に必要な支援としては「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が最多、次いで「経済的な支援の充実」「日中過ごせる場所・仲間や友達と出会う場所の充実」「災害時の避難支援」などが求められている。

【介助者がいなくなった場合に必要な支援（上位項目抜粋）】



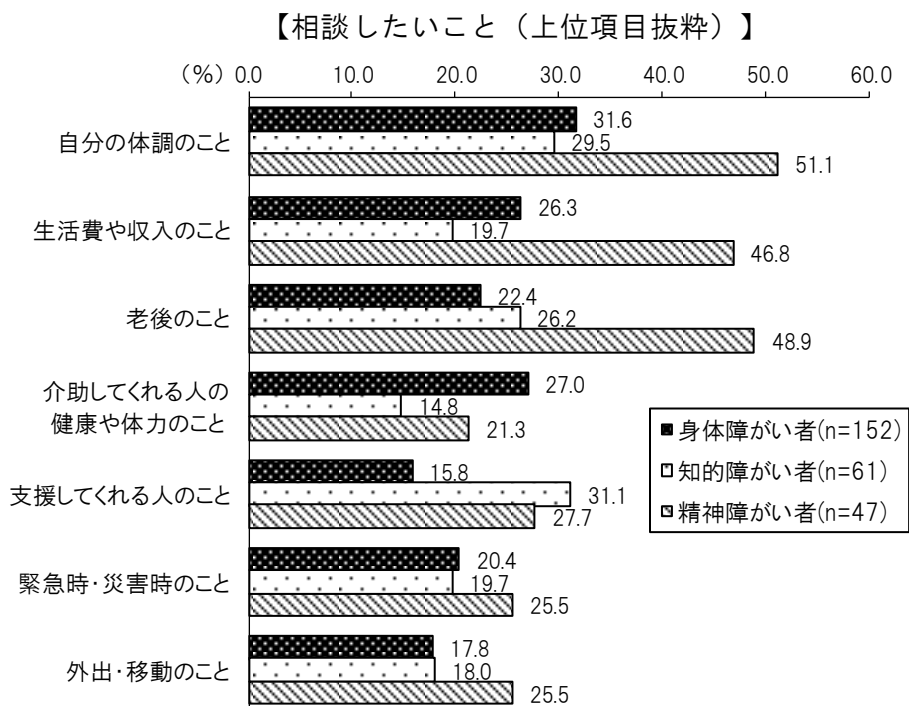
今後の課題

- 住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅サービスの充実や障がいに適した住環境の整備などが必要です。
- 自立生活を希望する障がい者に対して、経済的な負担の軽減や集いの場などが求められています。
- 障がい者の高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援の充実が必要です。

(4) 相談について

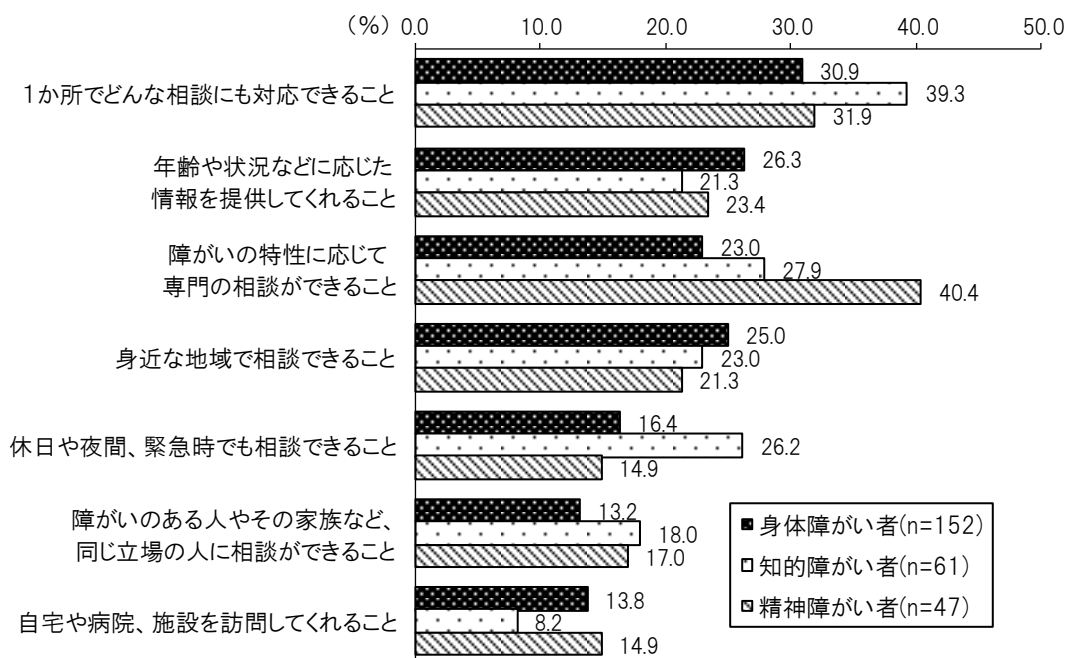
【調査結果の概要（ポイント）】

○相談したいこととしては、「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」「介助してくれる人の健康や体力のこと」の順に多い。特に身体障がい者は「介助してくれる人の健康や体力のこと」、精神障がい者は「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「老後のこと」「人間関係のこと」など多岐にわたる。



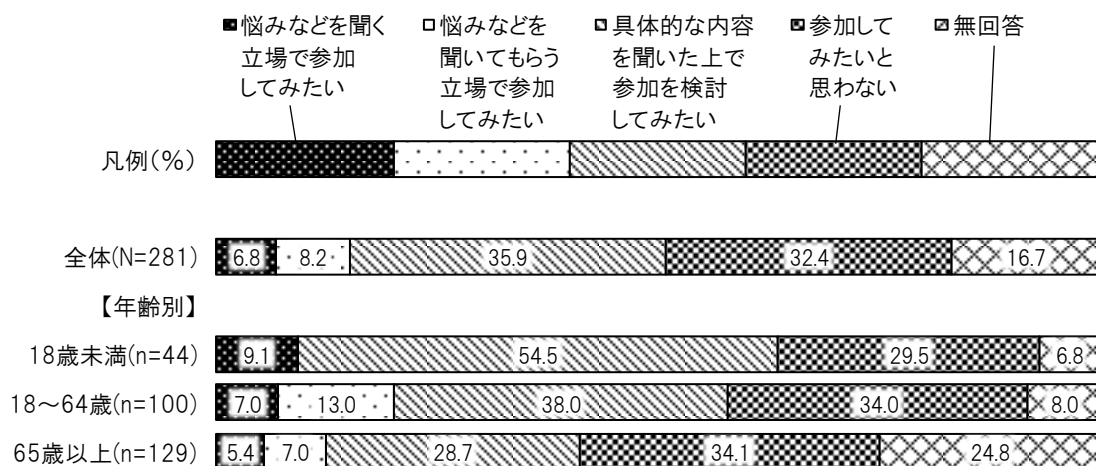
○相談先に望むことは、「1か所でどんな相談にも対応できること」「年齢や状況などに
 応じた情報を提供してくれること」「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」
 の順に多い。特に、精神障がい者は「障がいの特性に応じて専門の相談ができること」、
 知的障がい者は「休日や夜間、緊急時でも相談できること」が多い。

【相談先に望むこと（上位項目抜粋）】



○障がいのある人が悩みなどを聞く取組に対しては「参加してみたいと思わない」が約3割を占めるものの、およそ3人に1人が「具体的な内容を聞いた上で参加を検討してみたい」と回答しており、特に18歳未満で多くなっている。参加希望は現状1割程度となっている。

【障がいのある人が悩みなどを聞く取組への参加意向】



今後の課題

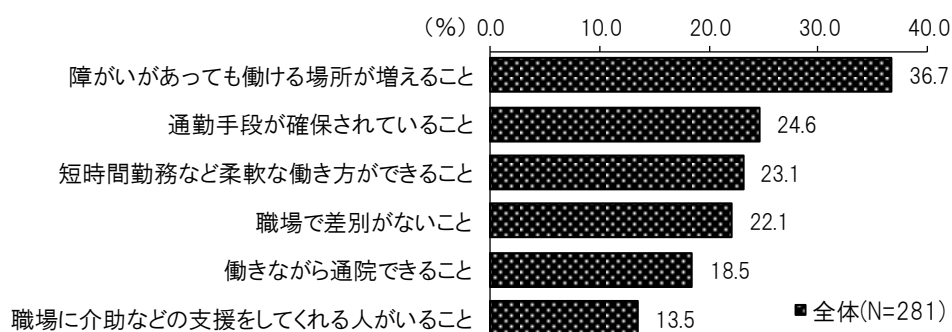
●障がいや日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知、また、ピアカウンセリングを視野に入れた取組が必要です。

(5) 就労や日中の活動について

【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在、就労している障がい者はおよそ3人に1人の割合となっている。知的障がい者は「福祉施設・作業所等」で働く人が多い。
- 福祉施設・作業所等から一般就労したいという意向は半数を占める。
- 未就労者における今後の日中の過ごし方の希望は、「自宅で過ごしたい」が身体障がい者に多くみられる。また、精神障がい者は「働いて収入を得たい」、知的障がい者は「保育所や幼稚園・学校などに通いたい」「施設に入所したい」が多い。
- 障がいのある人が働きやすくなるために「障がいがあっても働ける場所が増えること」「通勤手段が確保されていること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」などが求められている。

【働きやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

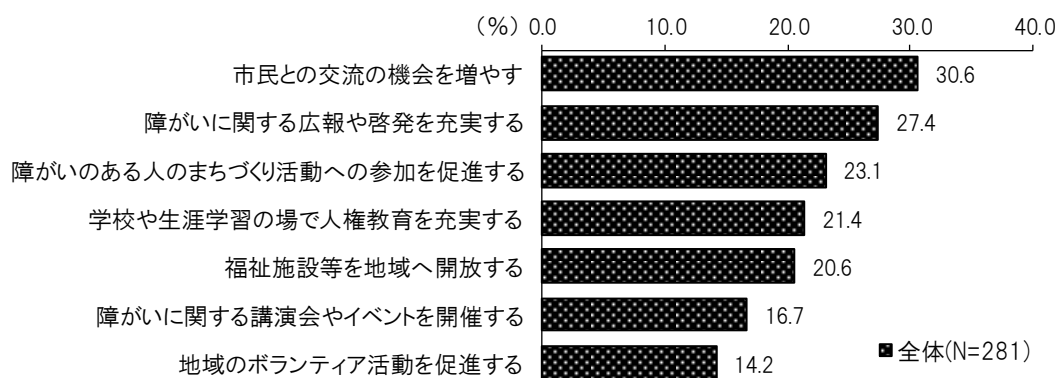
- 就労の場の拡充、一般企業の障がい者雇用に関する理解促進が必要です。
- 短時間勤務や通院しながらの勤務など、柔軟な労働条件の整備や通勤手段の確保などの配慮が求められています。

(6) 理解促進と社会参加について

【調査結果の概要（ポイント）】

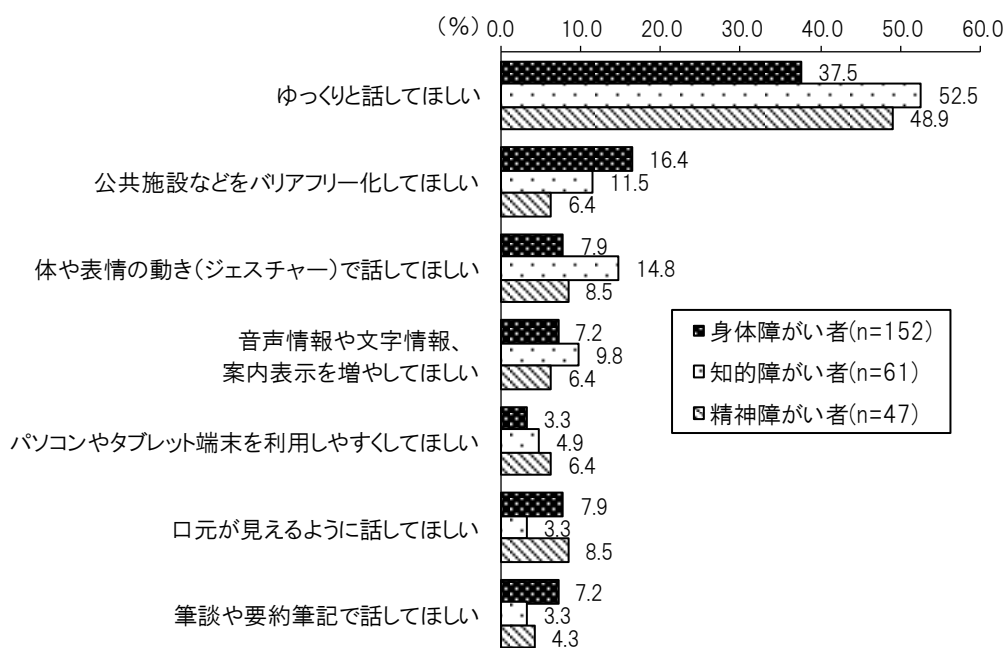
- 障がいのある人に対する理解については3割以上が「進んできた」と感じているものの、約半数が「進んでいない」と回答している。
- 障がいのある人への理解を深めるために「市民との交流の機会を増やす」ことや、「障がいに関する広報や啓発の充実」「障がいのある人のまちづくり活動への参加の促進」「学校や生涯学習の場で人権教育の充実」などが必要とされている。

【障がいのある人への理解を深めるために必要な取組】



- 人とコミュニケーションをとるときに約半数が困ることがあると回答している。特に、知的と精神障がい者、発達障がいの診断を受けている人で困る人が多い。
- 人とコミュニケーションをとりやすくするために「ゆっくりと話してほしい」人が非常に多い。知的障がい者では「体や表情の動き（ジェスチャー）で話してほしい」人が多い。

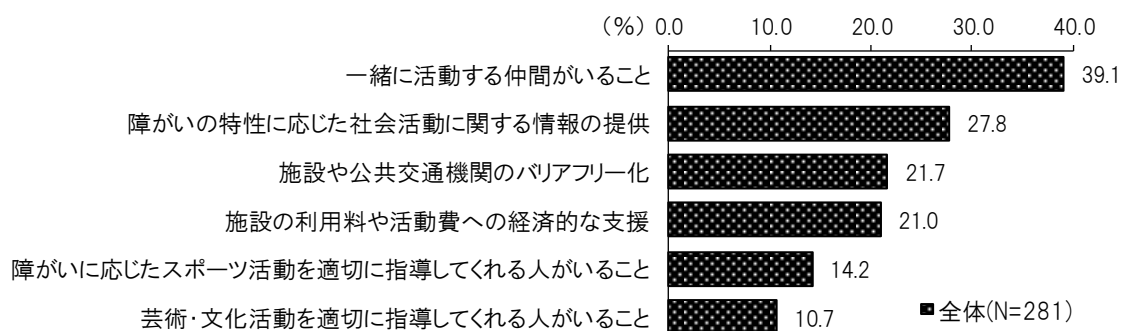
【コミュニケーションをとるときに配慮してほしいこと（上位項目抜粋）】



○近所の人や地域の人と「親しく付き合っている」人は、合計で3割以上となっている。身体障がい者で「親しく付き合っている」人が多いが、知的や精神障がい者の約4割が「あいさつをする程度」と回答している。

○3割以上が社会活動に「参加していない」と回答しており、参加しやすくなるためには「一緒に活動する仲間」「障がいの特性に応じた社会活動情報の提供」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」「施設の利用料や活動費への経済的な支援」などが必要とされている。

【社会活動に参加しやすくなるために必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

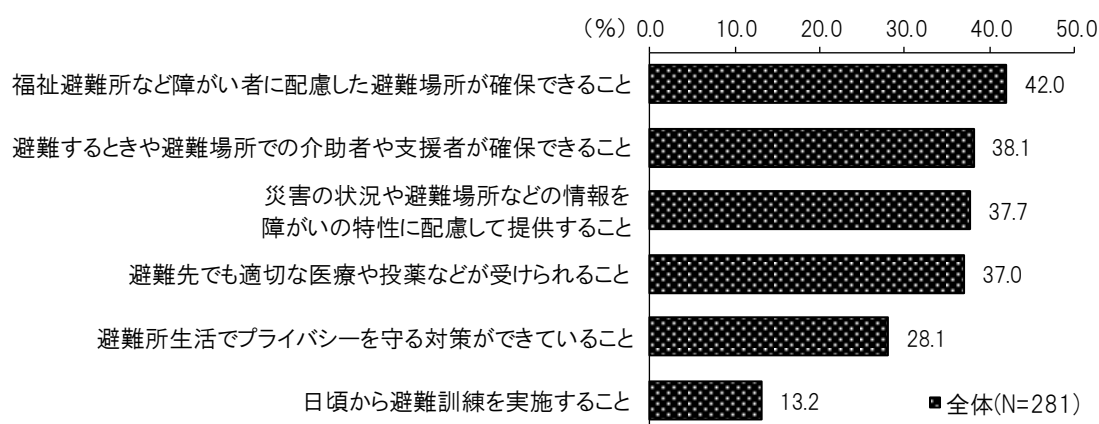
- 障がいに対する地域理解を進めるために、地域の福祉活動等を通して、障がい者と地域住民との交流の機会を充実させることが必要です。
- 障がい者とのコミュニケーションにおいて、例えば「ゆっくりと話す」ことは、比較的誰にでもできることなので、広く啓発することが必要です。
- 広報等の活用により社会活動に参加する仲間づくりや、バリアフリー化の推進など、社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

(7) 災害時のことについて

【調査結果の概要（ポイント）】

- 家族の不在時、近所に助けてくれる人が「いない」人は約2割みられ、精神障がい者や近所付き合いが薄い人に多い。
- 「新見市災害時要援護者」への登録について、その取組を「知らなかった」人は約6割となっている。
- 災害時に必要な対策としては、「障がい者に配慮した避難場所の確保」「避難するときや避難場所での介助者や支援者の確保」「災害の状況や避難場所などの情報を障がいの特性に配慮して提供」「適切な医療や投薬などが受けられること」の順に多い。

【災害時に必要な対策（上位項目抜粋）】



今後の課題

- 災害時に支援が必要な障がい者について、新見市災害時要援護者登録制度の周知をはじめ、障がいの特性に応じた適切な避難支援ができるよう、地域住民や関係機関との連携が必要です。
- 災害時に、避難場所において、必要な物資の確保や障がい特性に応じた支援を受けられることができる体制づくりが必要です。

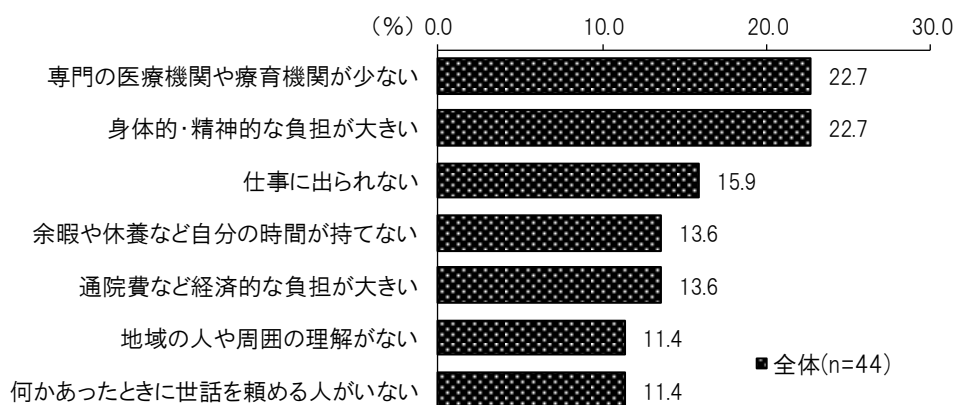
(8) 療育・保育・教育について

【調査結果の概要（ポイント）】

○子どもの半数近くが「小学校・中学校・高校」に通っている。

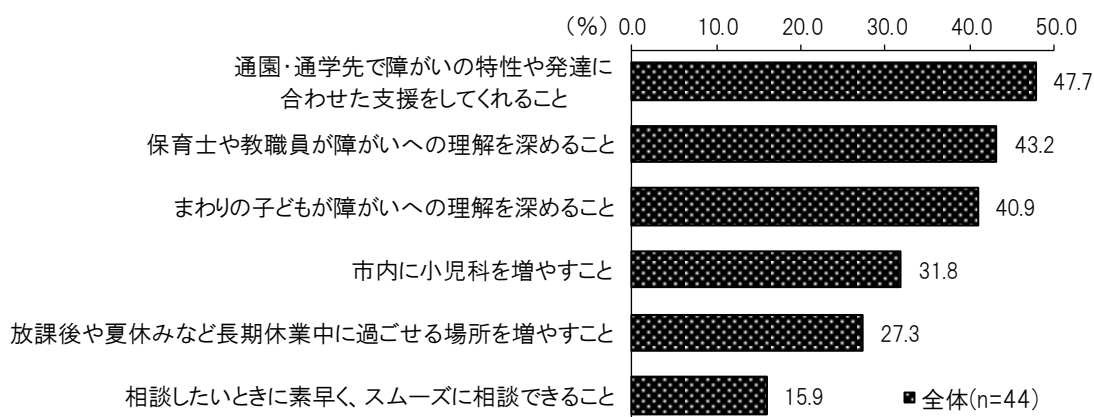
○子どもの介助や支援上の不安や悩みとしては、「専門の医療機関や療育機関が少ない」「身体的・精神的な負担が大きい」などが大きな不安となっている。

【介助や支援上の不安や悩み（上位項目抜粋）】



○支援が必要な子どものために、「障がいの特性や発達に合わせた支援」をはじめ、「保育士や教職員が障がいへの理解を深めること」「まわりの子どもが障がいへの理解を深めること」などが求められている。

【支援が必要な子どもに必要なこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

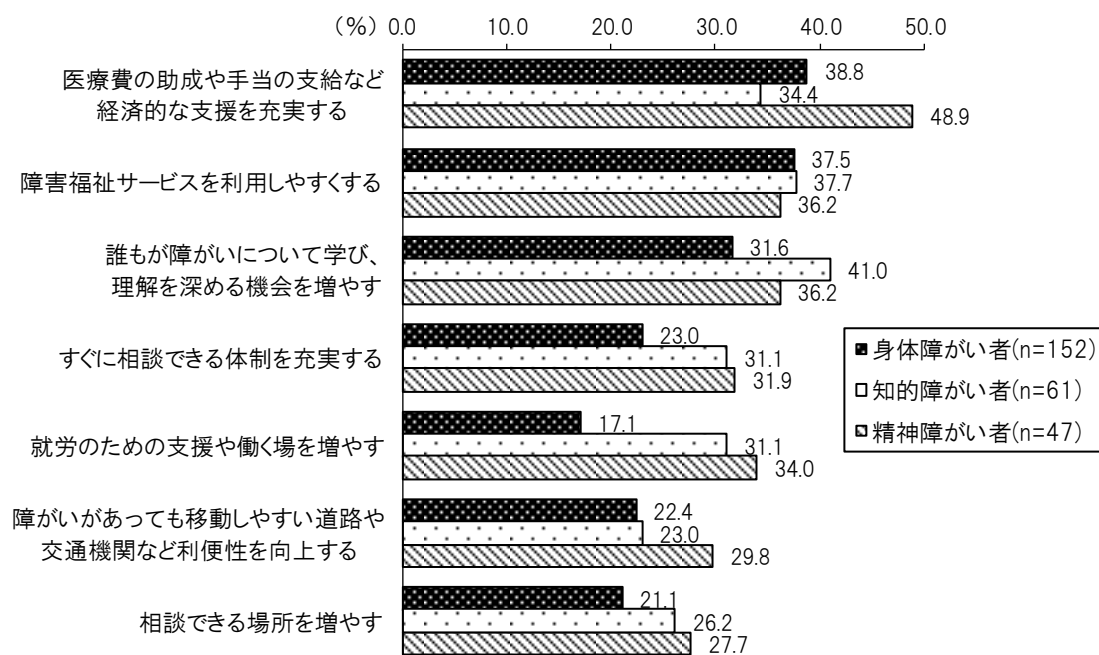
- 子どもの障がい特性に応じた障害児福祉サービスの提供体制の充実をはじめ、保護者等の精神的負担の軽減に向けた取組や相談支援などの充実が必要です。
- 学校等での人権教育など、障がいのある人への理解を深めるための学びの場の充実が必要です。

(9) 行政の福祉施策について

【調査結果の概要（ポイント）】

○障がいのある人が住みやすいまちをつくるため、行政が取り組むべきこととして、経済的な支援をはじめ、障害福祉サービスの充実、障がいについての学びの場や相談支援体制の充実、就労支援、移動の利便性向上などが求められている。

【行政が取り組むべきこと（上位項目抜粋）】



今後の課題

- 福祉分野のみならず多様な関係分野や関係機関との連携を強化し、調整を図りながら、支援体制を充実させていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市における福祉分野の上位計画である「第2期新見市地域福祉計画」では、その基本理念を「みんなで支え合い、共に生きるまち」と掲げています。

この基本理念は、様々な地域課題を市民参加型の取組によって解決するために、地域の資源を生かして、多様な関係者が連携して解決に努めることを踏まえた、福祉のまちづくりを目指すものです。

本市における福祉に関する分野別の計画は、この「第2期新見市地域福祉計画」の考え方に基づいて様々な施策が実行されます。

前期計画においては、基本理念を「一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ」と掲げ、障がいの有無にかかわらず、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な障がい者福祉施策を推進してきました。

この基本理念は、障害者基本法の趣旨や「第2期新見市地域福祉計画」の基本理念にもつながるものであり、本計画においては、この基本理念を継承し、障がい者福祉施策の更なる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めたこの基本理念を継承します。

なお、基本理念は「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」においても共通とします。

● 基本理念 ●

**一人ひとりが、自立し安心して
暮らせるまち にいみ**

「新見市障がい者計画」の中間見直しに当たっては、これまでの取組の進捗状況を点検、評価するとともに、国や岡山県の動向、社会情勢の変化などを踏まえて取組内容を更新しています。

2 障がい者計画の施策体系

基本理念

一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまち にいみ

基本目標

施策の方向

【1】障がいへの理解の促進

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 コミュニケーション支援の充実

【2】健康づくりの推進

- 1 保健・医療体制の充実
- 2 医療と福祉の連携

【3】地域生活支援の充実

- 1 相談支援体制の充実と強化
- 2 地域移行・地域定着の推進
- 3 福祉サービス等の充実
- 4 住まいの確保
- 5 スポーツ・文化活動等の振興

【4】権利擁護・差別解消の推進

- 1 権利擁護の推進
- 2 差別・虐待の解消

【5】療育・保育・教育の充実

- 1 早期発見とフォロー体制の構築
- 2 保育・教育内容の充実
- 3 発達障がいへの支援

【6】雇用・就労の促進

- 1 総合的な就労支援
- 2 就労機会の拡充と定着

【7】福祉のまちづくりの推進

- 1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- 2 移動手段の確保
- 3 防災・防犯対策の推進
- 4 地域福祉の推進

第4章 施策の展開

【基本目標1】障がいへの理解の促進

障がいに対する正しい理解と認識を深め、全ての市民が地域で共に暮らし、支え合いながら安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。また、福祉教育を推進するとともに、情報格差の解消を図り、安心して生活できる環境を整備します。

1 広報・啓発活動の推進

障がいや障がい者についての市民の理解を深めるため、市の広報紙やホームページ、SNS等、様々な媒体を活用した幅広い広報、啓発活動を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市の広報紙やホームページ、告知放送、国や県の啓発パンフレットやSNS等、様々な媒体を活用した広報、啓発活動を推進します。 ○障がい者週間期間中の街頭での啓発活動や行政番組の作成、福祉フォーラムの開催などを通じて、障がいへの理解を促進します。 	福祉課 総務課 秘書広報課
発達障がい等への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム障がい（ASD）の発達障がいや内部障がい、高次脳機能障がい等についての情報提供を充実するとともに、地域のニーズに応じた研修等を通じて、正しい理解の促進を図ります。 	福祉課
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「ほほえみ広場にいみ」では、専門職員を配置し、医療、福祉の関係機関との連携を強化するための調整や地域住民ボランティアの育成など、障がいに関する理解促進のための啓発を行います。 	福祉課

2 福祉教育の推進

保育所、幼稚園や認定こども園、学校や療育機関等の関係機関と連携した、幼少期からの福祉教育や生涯学習の場を通じた福祉教育を推進します。また、福祉ボランティア活動の充実を図り、市民の参加を促進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所、幼稚園や認定こども園の職員への、福祉教育に関する研修会への参加を促進するとともに、参加しやすい環境の整備に努めます。 ○「新見市教育・保育カリキュラム」を活用した教育、保育を実践し、問題点や課題を踏まえ見直し作業を行うことで、福祉教育の充実を図ります。 ○支え合いのまちづくりを構築する基礎として、保育所、幼稚園や認定こども園、学校や療育機関等の関係機関と連携し、幼少期からの総合的な福祉教育を推進します。 	こども課 学校教育課 福祉課
福祉ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉教育の実践の場としての福祉ボランティア活動が効果的に行われるよう、各学校や福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティア活動の充実を図ります。また、あらゆる機会を通じて福祉ボランティア活動についての情報を発信し、市民への参加を促進します。 ○新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、福祉ボランティア活動の実施について検討します。 	福祉課 学校教育課
生涯学習を通じた福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がい者について、市民の理解を深めるため、講座の開催など、生涯学習の場を通じた福祉教育を推進します。 	生涯学習課 福祉課

3 コミュニケーション支援の充実

聴覚障がい者や視覚障がい者等に、必要なコミュニケーションサービスを提供するとともに、必要な情報を適切に得ることができるよう、サービスの利用促進に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
意思疎通支援事業	○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通が困難な人を対象に、手話通訳者等の派遣を行います。 ○聴覚障がい者のコミュニケーション支援のため、遠隔手話サービス等を実施し、事業の利用促進に努めます。	福祉課
声の広報発行事業	○朗読ボランティアへの委託による、視覚障がいのある人への声の広報発行事業を行い、必要な情報を適切に届けられるよう、その周知に努めます。	福祉課

【基本目標 2】健康づくりの推進

疾病等の予防や早期発見、早期対応を図るとともに、障がいや疾病があっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等関係機関が連携し、必要な医療やサービス等を適切に受けることができる体制の整備を推進します。

1 保健・医療体制の充実

疾病等の早期発見、早期対応に努めるとともに、障がい者が必要なときに適切な医療を受け、自立した日常生活や社会生活が営めるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を強化し、様々な支援に取り組みます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
医療体制の充実	○医療を必要とする人が、必要なときに適切な診療を受診できるよう、保健、医療、福祉等関係機関との連携を強化し、情報提供の充実と医療体制の充実に努めます。	市民課 健康づくり課 福祉課
障がい者医療制度の紹介	○障がい者手帳の交付時など、障がいの状態に応じ、「自立支援医療」や「心身障害者医療」などの医療費給付制度の情報を提供し、制度の利用促進を図ります。	福祉課
重度心身障がい者への支援の充実	○重症心身障害児者や医療的ケア児等に、リハビリ等を提供する「重症心身障害児者支援事業」を実施するとともに、当事者やその家族の状況、地域のニーズに配慮しながら、医療機関と連携したサービス提供体制の充実に努めます。	福祉課
各種健診等の実施	○内部障がいや脳血管障がい等の発症を未然に防ぐため、保健師等と連携し、生活習慣病の予防をはじめ、特定健康診査や一般健康診査、各種がん検診時における疾病等の早期発見、疾病等発見後の事後指導の充実に努めます。 ○ニーズに応じた受診環境を整え、受診率の向上に努めます。	健康づくり課 市民課

2 医療と福祉の連携

ICT（情報通信技術）を活用して、保健、医療、福祉等関係機関との連携を強化し、地域における情報ネットワーク化を推進します。また、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
保健・医療・福祉の連携	○保健、医療、福祉等関係機関における情報共有や連携体制の強化を図ります。特に、医療的ケア児等における関係機関との情報共有など、連携の体制づくりを推進します。	福祉課
保健・医療・福祉に関する情報技術の活用	○ICT（情報通信技術）を活用した在宅医療・介護を支援する多職種連携ツール等を利用し、多職種連携を支援し、地域における情報ネットワーク化を推進します。	介護保険課 市民課 福祉課 健康づくり課
精神保健福祉施策の充実	○保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、自殺やひきこもり、薬物やアルコール依存など、メンタルヘルス（心の健康づくり）に対応できる相談支援体制の構築を目指すとともに、自殺についての現状や相談先の周知に努めます。 ○精神障がいの早期発見に努め、早期治療につなげます。 ○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、精神科医療機関や一般医療機関等との重層的な連携による、精神障がいに対応した住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。	健康づくり課 福祉課

【基本目標3】地域生活支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や福祉サービスの充実を図ります。また、障がい者が地域の一員として地域社会に参加できるよう、スポーツ等に参加しやすい環境の整備を図ります。

1 相談支援体制の充実と強化

障がい者やその家族が、地域で心身共に安心して生活できるよう、必要なときにいつでも相談し、適切な支援を受けることができる相談支援体制の充実を図るとともに、制度やサービス内容の情報発信に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「ほほえみ広場にいみ」において、一般的な日常生活の相談をはじめ、関係機関との連携を強化し、個別の状況に応じたきめ細かな相談支援を行います。 ○臨床心理士による心理相談を実施し、発達障がいの相談支援体制の強化を図ります。 ○関係機関と連携し、最も適切な情報の提供に努めます。 	福祉課
障がい者相談員制度	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な指導や助言を行います。 ○関係機関と連携した円滑な業務の推進と、障がい者支援に関する啓発を行います。 	福祉課
発達障がいに関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○備北保健所の「子どもの心とからだの総合相談」や市が行っている「くれよん検診」と連携を図り、医学的な立場から発達に遅れの心配のある子どもや発達障がいのある子どもの発育、発達状況を把握するため、小児科医や臨床心理士等専門家による相談及び指導や支援を行います。 	健康づくり課 福祉課
総合的な情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者に関する情報提供の窓口である、「ほほえみ広場にいみ」を中心に、地域生活支援事業の相談支援について周知を図ります。 ○市の広報紙やホームページ、告知放送等の媒体を有効に活用し、制度やサービス内容の情報発信に努めます。 	福祉課 秘書広報課 総務課

2 地域移行・地域定着の推進

障がい者が地域で安心して生活できるよう、日常生活支援や活動の場の充実に努めます。また、入所、入院生活から地域生活への移行を促進し、地域での生活を継続することができるよう支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
地域生活支援事業の推進	○障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業をはじめ、日中一時支援事業、移動支援事業など日常生活支援の充実に努めるとともに、活動の場の充実に努めます。 ○専門性の高い相談に対応するため、関係機関との連携の強化を図ります。 ○医療的ケア児等やその家族に対し、機能訓練や一時預かりなどの総合支援事業を行います。	福祉課
地域移行の促進	○施設入所又は精神科病院に入院している障がい者について、関係機関と連携しながら地域移行を進めます。	福祉課
地域定着の推進	○障がい者の安定した地域生活を継続するために、常時の連絡体制を確保することや緊急時の相談に応じるなど、地域定着に向けた取組を行います。	福祉課

3 福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、社会参加が図れるよう、ライフステージに応じた切れ目のない福祉サービスの提供や経済的負担感の軽減に向けて支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ライフステージに応じた福祉サービスの提供	○関係機関と連携し、幼少期から高齢期まで、ライフステージに応じた福祉サービスが切れ目なく提供できるよう努めます。	福祉課
福祉サービスの充実と提供基盤の確保	○居宅介護をはじめとする訪問系サービスや自立訓練などの日中活動系サービスの充実を図るとともに、個々のニーズに適したサービスを提供し、障がい者の生活の向上を支援します。 ○多様なニーズに応えることができるよう、サービスを提供する事業所の確保に努めます。	福祉課
補装具費の給付	○障がい者の身体機能を補助し、日常生活能力の回復を助けるための補聴器や車椅子などの補装具費を給付するとともに、障がい者手帳の交付時などに、その制度について適切に案内し、利用促進を図ります。	福祉課
日常生活用具の給付	○在宅の障がい者等に対して、日常生活を送りやすくするため日常生活用具の給付等を行い、福祉の増進を図ります。また、障がい者手帳の交付時などに、制度について適切に案内し、周知を図ります。	福祉課
経済的負担軽減に向けた支援	○障がい者の経済的負担を軽減するため「心身障害児福祉年金」や「じん臓機能障害者通院手当」等、法令に基づく各種手当等を支給するとともに、制度の周知を図ります。	福祉課

4 住まいの確保

障がい者の状況やニーズに応じた住まいの場を確保し、安心して安全な生活を送ることができるよう支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
居住支援サービスの充実	○障がい者の地域生活の場として必要な共同生活援助（グループホーム）の充実をはじめ、不動産業者等にバリアフリーへの理解を求め、適切な居住基盤整備の促進に努めます。	福祉課
日常生活用具給付等事業による住宅改修費の一部助成	○重度身体障がい者が自宅で安心して安全な生活を送り、介助者の負担を軽減するため、住宅を改造する場合に、日常生活用具給付等事業により、その費用の一部を助成します。また、障がい者手帳の交付時などに、その制度について適切に案内し、利用促進を図ります。	福祉課
市営住宅への入居に対する配慮	○市営住宅への入居に当たって、障がいの状態に配慮した入居選考を行います。 ○今後建築する市営住宅については、ユニバーサルデザインの視点により整備を進めます。	都市整備課

5 スポーツ・文化活動等の振興

スポーツ大会の開催やスポーツ、レクリエーション等のボランティア活動への支援を行い、障がい者の社会参加を促進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
スポーツ・レクリエーションの促進・支援	○新見市身体障害者福祉協会に委託している「障がい者ふれあいスポーツ大会」を開催するとともに、NPO等が行うスポーツ、レクリエーション等のボランティア活動への支援を行います。	福祉課
県障がい者スポーツ大会への参加	○県が開催する「障がい者スポーツ大会」などへの参加を広く呼び掛けるとともに、参加選手への支援を行います。 ○より多くの人に参加できるよう、スポーツ推進委員等を通じて啓発に努めます。	福祉課 生涯学習課

【基本目標4】 権利擁護・差別解消の推進

障がいの有無にかかわらず、お互いの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のない、共に生きるまちづくりを推進します。

1 権利擁護の推進

全ての障がい者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度利用支援事業等、権利擁護のための取組を推進するとともに、普及を図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
日常生活自立支援事業	○障がいや高齢により、一人で日常生活を送ることに不安のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり保管などの支援を行います。	福祉課
成年後見制度利用支援事業	○知的障がいや精神障がい、高齢により、判断能力が不十分な人への財産管理や施設入退所契約など、生活全般の支援を行います。	福祉課 介護保険課
市民後見人の育成及び法人後見	○障がい者の支援に関わっている人など、本人に身近な人が後見人として活動できるよう、市民後見人の育成に努めます。また、法人後見を活用し、権利擁護に努めます。 ○パンフレットなどを活用して、権利擁護の普及を図ります。	福祉課

2 差別・虐待の解消

障がい者が差別や虐待を受けることなく、権利を尊重されながら日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携した取組を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
虐待等の防止ネットワークの強化	○「ほほえみ広場にいみ」を中心に、虐待や権利擁護などに対する情報を関係機関と共有し、連携して虐待防止に努めます。	福祉課
子どもの虐待防止	○子どもの虐待について、「子ども・家庭総合支援拠点」の設置など、相談支援体制の充実を図ります。 ○地域の身近な相談者である民生委員・児童委員、主任児童委員、愛育委員等が連携し、支援や見守り等長期的な支援体制の強化を図ります。	こども課 福祉課 健康づくり課
子どものいじめの防止	○「新見市いじめ問題対策基本方針」に基づき、いじめ問題への対策をより総合的に推進していきます。 ○子どものいじめの防止について、新見市教育相談室を設置し、相談支援体制の充実を図ります。	学校教育課

【基本目標5】療育・保育・教育の充実

発達の遅れや障がいの早期発見に努め、早期療育につなげます。また、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実に努めます。

1 早期発見とフォロー体制の構築

健康診査や育児相談の更なる充実を図るとともに、障がいの早期発見に努め、適切な医療や療育等に速やかにつなげる支援体制の充実に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
乳幼児健康診査事業	○乳幼児の疾病や異常の早期発見に努め、発育発達の確認を行うとともに、発育発達に遅れの心配がある子どもには、必要に応じて専門機関を紹介します。 ○保護者の育児相談に対応し、安心して育児が行えるように支援します。	健康づくり課
くれよん教室	○発達に遅れの心配がある子ども又は遅れが認められた子ども及びその保護者を対象に「くれよん教室」を開催し、保護者が子どもの発達にあった対応方法を学び、育児困難感が軽減できるよう支援します。 また、必要に応じて早期療育につなげます。 ○保護者が子どもの特徴に応じた対応方法を知ること、育児の負担感を軽減できるよう支援します。	健康づくり課
子どもの健やか発達支援事業	○備北保健所で実施する「子どもの心とからだの総合相談」や市が行っている「くれよん検診」などの専門的な事業との連携により、支援体制の充実に努めます。	健康づくり課

2 保育・教育内容の充実

共通支援シートを活用して、子ども一人ひとりの状態やニーズに応じた保育、教育内容や支援の充実に努めるとともに、適切な就学指導や進路指導の充実に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> ○共通支援シートを活用し、障がいの状態に応じた保育教諭の加配や臨床心理士の派遣など、障がい児保育の充実に努めます。 ○関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な保育に努めます。 	こども課 福祉課
障害児通所支援の実施・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある子どもの預かりや療育の場を充実させるため「障がい児福祉計画」に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援事業、放課後等デイサービスなど、障害児通所支援の充実に努めます。 	福祉課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○共通支援シートを活用し、障がい児への切れ目のない丁寧な支援を行います。 ○特別支援コーディネーターや担当教諭と情報交換を行い、障がい児一人ひとりの状態に応じた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育の充実に努めます。 ○インクルーシブ教育を推進するために、小学校に特別支援教室等の設置や教育支援員の配置を行い、多様な学びの場の充実に努めるとともに、新見市特別支援教育推進センターの専門指導員を小中学校に派遣し、個別の支援計画や授業についての指導・助言を行います。 	こども課 学校教育課
教育相談、就学指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育支援委員会の答申に基づき、就学指導体制の充実に努め、適切な就学指導に努めます。 ○新見市特別支援教育推進センターを中心とした、就学相談体制の充実や連携体制の構築を図ります。 	学校教育課
巡回相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山県健康の森学園支援学校等と連携して、巡回相談事業を実施し、各学校や園の教職員の特別支援教育について、理解の促進を図るとともに、積極的な事業の活用に向け、周知を図ります。 	福祉課 学校教育課 こども課
進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導の充実に努めるとともに、学校や生徒、保護者に情報の提供を行います。 	学校教育課

3 発達障がいへの支援

発達障がい児やその特徴がみられる子どもの健やかな成長を支援し、地域で安心して生活できるよう、相談支援や教育の充実に努めます。また、発達障がい者の新たなニーズの増加を見据えた、福祉サービスの充実に図ります。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
相談支援事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○「ほほえみ広場にいみ」において、一般的な日常生活の相談をはじめ、関係機関との連携を強化し、個別の状況に応じたきめ細かな相談支援を行います。 ○臨床心理士による心理相談を実施し、発達障がいの相談支援体制の強化を図ります。 ○関係機関と連携し、最も適切な情報の提供に努めます。 	福祉課
発達障がいに関する相談支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○備北保健所の「子どもの心とからだの総合相談」や市が行っている「くれよん検診」と連携を図り、医学的な立場から発達障がいのある子ども又はその疑いのある子どもの発育、発達状況を把握するため、小児科医や臨床心理士等専門家による相談及び指導や支援を行います。 	健康づくり課 福祉課
発達障がい児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい児の状態やニーズに応じた支援が行えるよう「ほほえみ広場にいみ」における発達相談や巡回相談をはじめ、学校等での特別支援教育、福祉教育の充実に努めます。 ○発達障がいのある子どもを含む全ての児童生徒が「わかる・できる」授業づくりに向けて、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業改善を行います。 	福祉課 学校教育課 健康づくり課 こども課
障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がいのある人や子どもの新たなニーズの増加を見据えて、福祉サービスの充実に図ります。 ○新見市障害者自立支援協議会を中心に、サービス事業所や保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、発達障がいに関する情報共有を進め、効果的な支援を行います。 	福祉課

施策名	取組の内容	主な担当課
ペアレントトレーニング事業の実施	<p>○子どもの発達に悩みを抱えている家族に、子どもとの関わり方や子育てについて楽しく学ぶ、ペアレントトレーニング講座を実施します。</p> <p>○「ペアレントメンター」を育成し、地域での子育て支援の充実につなげます。</p>	<p>福祉課 こども課 健康づくり課</p>
児童発達支援センターの設置	<p>○児童発達支援センターの機能を拡充し、通所支援や保育所等の施設訪問等を行うとともに、関係機関と連携し、相談支援を推進します。</p>	<p>福祉課</p>

【基本目標6】雇用・就労の促進

障がい者が個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、就労に必要な支援を進めるとともに、雇用の促進を図ります。

1 総合的な就労支援

障がい者の社会参加と経済的自立に向け、職業能力の向上を図るとともに、適性や能力に応じて就労できるよう支援します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
就労相談・職業紹介の充実	○新見市障害者自立支援協議会を中心に「ハローワーク新見」や「障害者就業・生活支援センター新見相談室」等の関係機関と連携し、きめ細かな職業相談や職業紹介を行います。	福祉課
職場体験学習事業の実施	○「ほほえみ広場にいみ」を中心に、就労を希望する知的障がい者、精神障がい者が、就労支援者と共に職場を訪問し、職業体験や既に働いている障がい者との交流を行うことで、就労への動機付けを支援します。	福祉課
福祉的就労の促進	○障がい者一人ひとりの状態に応じた就労の場を確保できるよう、生産活動や就労に向けたマナー、技術の習得を支援し、障がい者の社会参加を促進します。 ○就労先の開拓や作業内容の確保により、所得の向上につながるよう支援に努めます。	福祉課
岡山県健康の森学園における就労支援	○障がい者支援施設（岡山県健康の森学園）において、社会で仕事をするためのカリキュラムを増やし、進路選択の幅を広げるため、事業所や「ハローワーク新見」等と連携した実習を行うとともに、自立生活に向けた訓練を行います。 ○支援学校において、関係機関と連携して1年生は職業ガイダンスや施設見学を行い、2～3年生はそれぞれの進路希望に応じた校外での個別実習を行います。	福祉課

2 就労機会の拡充と定着

関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進や就業環境の整備促進、職場定着の支援に努めます。また、福祉施設の運営の充実に向けた支援に努めるとともに、公的機関での物品やサービス等の優先購入を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
雇用促進の啓発	<p>○障がい者の雇用の場の拡大を図るため「ハローワーク新見」等と連携し、企業に各種助成制度の周知や活用を働き掛けるとともに、障がい者就職相談に相談員を派遣します。</p> <p>○障がい者の継続的な雇用に努めます。特に「岡山県健康の森学園支援学校」との連携を継続し、研修生の積極的な受け入れを行い、就労可能な卒業生の雇用を促進します。</p>	<p>商工観光課 福祉課 総務課</p>
就業環境の整備促進	<p>○「ほほえみ広場にいみ」と「障害者就業・生活支援センター新見相談室」が連携し、短時間勤務やフレックス制度など、障がい者が個々の状態に応じた多様な形態で勤務できるよう、就業環境の整備促進に努めます。</p>	福祉課
雇用制度等の周知・利用促進	<p>○「障害者トライアル雇用」や「ジョブコーチ」などの制度を広く周知し、利用促進に努めます。</p> <p>○職場実習先の企業に各制度を紹介し、雇用機会の促進に努めます。</p>	福祉課
障がい者施設製品の販売促進	<p>○本市主催の催し等において、障がい者施設の製品の販売や販路の拡大に向けた広報など、福祉施設の運営の充実に向けた支援に努めます。</p>	福祉課
定着支援の推進	<p>○会社訪問等を行い、就労している障がい者や雇用者への情報提供の充実を図るとともに、働き続けることのできる環境づくりなど、フォローアップに努めます。</p>	福祉課
優先調達推進法の活用	<p>○「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品やサービス等の優先購入（調達）を推進します。</p>	<p>商工観光課 福祉課</p>

【基本目標 7】福祉のまちづくりの推進

障がいがあっても地域で安全に、また快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備や移動支援の充実をはじめ、防災、防犯対策の充実を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

1 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

障がいの特性にかかわらず、誰もが安全、快適に生活し、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備の促進や公園、緑地の整備に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ユニバーサルデザインの促進	○全ての人に配慮されたユニバーサルデザインの視点に立った公共施設等の整備を促進します。	福祉課 都市整備課
公園や緑地などの整備	○憩いの場や遊び場等を、安心して安全に利用してもらえるよう、適宜、施設の維持管理や遊具の更新を行うとともに、利用者の価値観の多様化に配慮した整備に努めます。	都市整備課

2 移動手段の確保

障がい者の地域での自立生活や社会参加を促進するため、外出や移動支援の充実に努めるとともに、事業や制度の周知に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
移動支援事業	○外出時に移動の支援を必要とする障がい者を支援する「個別支援」と、重度身体障がい者を移送するための「福祉車両の貸し出し」を実施します。	福祉課
福祉有償運送事業の促進	○障がい者等移動が困難な人への外出支援として、NPO等による福祉有償運送を促進します。	福祉課
送迎ボランティアの活動支援	○新見市社会福祉協議会と連携し、障がい者等の日常生活における買い物や通院の支援を行う「送迎ボランティア」の充実に努めます。	福祉課
自動車運転免許取得・改造費助成事業	○障がい者が自動車運転免許を取得する際に、費用の一部を助成します。 ○身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなど、必要に応じて改造する費用の一部を助成します。	福祉課
福祉車両購入補助事業	○身体障がい者が乗降しやすい座席や車椅子のまま乗降できる装置を設けた車両等を購入、又は改造する際の費用の一部を助成します。	福祉課
公共交通機関等の利便性の確保	○高齢者や障がい者等の交通手段を確保するため、医療機関や商業施設など、多くの人が利用する施設が集中している市街地を循環するバス「ら・くるっと」を運行します。	生活環境課
各種機関の割引制度の周知	○障がい者に対する鉄道、バスなどの公共交通機関の運賃や有料道路通行料金の割引制度の周知に努めます。	福祉課

3 防災・防犯対策の推進

防災知識の普及に向けた啓発や情報提供の充実を図るとともに、災害時に支援を要する人への支援体制の整備に努めます。また、関係機関と連携して、障がい者の消費者被害の未然防止に努めます。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
防災知識の普及啓発	○障がい者が、災害から身を守るための知識や対処方法等の普及、啓発に努めるとともに、防災マップ等を活用し、災害危険箇所や避難所等の情報提供を行います。	総務課 福祉課
防災体制の整備	○「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時に特別な医療措置が必要な難病患者や障がい者の安否確認、避難誘導等の活動を支援します。 ○災害時要援護者について、個人情報の保護に留意しながら、情報の把握に努めるとともに、自主防災組織等へ支援を依頼します。	総務課 福祉課
防災に関する情報提供の充実	○市の広報紙やホームページ、告知放送やスマートフォンアプリ等を活用し、市役所や消防署から防災情報を発信します。 ○障がい者に対し、告知放送端末を活用した緊急通報事業を実施し、日常生活における不安の解消を図るとともに、緊急時の連絡体制を整備します。	総務課 福祉課
消費者被害の防止	○障がい者の消費者被害に対応するため、庁内関係各課と情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、老人クラブ、警察等と情報を共有し、被害の未然防止に努めます。	生活環境課

4 地域福祉の推進

様々な媒体を活用して、ボランティア活動に対する理解と協力の促進を図るとともに、地域とボランティアグループ等が連携して、身近な地域で支え合う地域福祉を推進します。

●具体的な取組●

施策名	取組の内容	主な担当課
ボランティアに関する広報活動の充実	○新見市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの活動情報について、市の広報紙やホームページ等を活用し、市民のボランティア活動に対する理解と協力の促進を図ります。	福祉課 秘書広報課
民生委員・児童委員等への活動支援	○民生委員・児童委員の活動に対し、各種福祉サービスの情報提供や関係機関との連携などの支援を行います。	福祉課
手話奉仕員養成講座	○手話奉仕員について、講座を実施している新見市社会福祉協議会と連携し、その育成を図るとともに、人材の活用を促進します。	福祉課
新たなボランティアの養成	○発達障がいのある子どもの保護者が、その子育て経験を生かして、発達障がいの診断を受けて間もない子どもを持つ保護者等に対して相談や助言を行う「ペアレントメンター」の育成に向けて、利用ニーズや支援体制について検討します。	福祉課
ボランティアネットワークの構築	○ボランティアグループの交流活動拠点として、「ほほえみ広場にいみ」の機能の充実に努めるとともに、ボランティアネットワークの充実に努めます。	福祉課

第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況

1 第5期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2年度末までに、平成28年度末時点の福祉施設入所者77人のうち2人(2.6%)を削減目標としていましたが、令和元年度末では3人増加しています。また、施設入所からの地域生活移行者の目標を7人(9.1%)と設定していましたが、令和元年度末では、地域生活移行者数が2人(2.6%)となっています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成28年度末時点の施設入所者数	77人 (基準値)	—	—
②令和2年度末の施設入所者数	75人	80人	—
③施設入所者の削減見込み(①-②)	2人	-3人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	2.6%	-3.9%	①から2%以上削減
⑤令和2年度末の施設入所からの地域生活移行者数	7人	2人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	9.1%	2.6%	①の9%以上

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を予定しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置予定	—	各市町に協議の場を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、「ほほえみ広場にいみ」を整備しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	1 箇所	各市町に少なくとも 1 箇所を整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和元年度末で2人となっており、目標を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	0 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	2 人	2 人	—
③一般就労移行割合(②/①)	—	—	①の 1.5 倍以上

②就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業の利用者数は令和元年度末で2人となっており、目標を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	1 人 (基準値)	—	—
②令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	2 人	2 人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	100.0%	100.0%	①の2割以上増加

③就労移行支援事業所の就労移行率

本市においては、就労移行支援事業所が1箇所あり、就労移行率3割以上を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の就労移行支援事業所数	—	1箇所	—
②令和2年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	—	1箇所	—
③令和2年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数が全事業所数に占める割合(②/①)	—	100.0%	①の5割以上

④就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援の新規利用者数は、令和元年度で3人となっており、支援開始1年後の職場定着率を達成しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和元年度中の就労定着支援の新規利用者数	1人	3人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着率	100.0%	100.0%	①の8割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では、保育所等訪問支援体制は1箇所で整備しており、重症心身障害児に対応した事業所は、1箇所確保しています。

また、医療的ケア児支援のための、協議の場を設置しています。

	令和2年度末の 目標数値	令和元年度末の 進捗状況	国の基本指針
①令和2年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1箇所	検討中	各市町に少なくとも1箇所以上設置
②令和2年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	1箇所	1箇所	各市町に利用できる体制を構築
③令和2年度末までの主に重症心身障害児に対応した事業所数	1箇所※	1箇所※	各市町に少なくとも1箇所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置	各市町に協議の場を設置

※主に重症心身障害児を受け入れる事業所ではないが、受け入れ体制はできている。

2 障害福祉サービス等の進捗状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護及び同行援護の利用者数は、計画値を下回って推移しています。
また、重度訪問介護の利用はありませんでした。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	利用者数/月	49	49	49	28	30	40
	利用時間数/月	497	497	497	314	290	393
重度訪問介護	利用者数/月	3	3	3	0	0	0
	利用時間数/月	20	20	20	0	0	0
同行援護	利用者数/月	5	5	5	1	1	2
	利用時間数/月	27	27	27	9	6	9
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数/月	57	57	57	29	31	42
	利用時間数/月	544	544	544	323	296	402

注：令和2年度は令和2年9月末日現在の実績値（以下同様）

(2) 日中活動系サービス

生活介護の利用者数はおおむね計画どおりですが、利用日数は計画値を上回っています。

就労移行支援の利用者数は増加しており、計画値を上回っていますが、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の利用者数は、計画値を下回っています。

療養介護の利用者数はおおむね計画どおりですが、短期入所の利用者数は計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利用者数/月	105	106	107	103	104	103
	利用日数/月	1,890	1,908	1,926	2,012	2,121	2,069
自立訓練 （機能訓練）	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	利用者数/月	3	3	3	2	2	1
	利用日数/月	60	60	60	47	44	22
就労移行支援	利用者数/月	2	2	2	3	5	5
	利用日数/月	42	42	42	55	75	89
就労継続支援 （A型）	利用者数/月	39	39	39	26	24	24
	利用日数/月	624	624	624	522	488	488
就労継続支援 （B型）	利用者数/月	97	97	97	67	68	70
	利用日数/月	1,746	1,746	1,746	1,323	1,407	1,342
就労定着支援	利用者数/月	0	1	1	0	3	4
療養介護	利用者数/月	9	9	9	8	8	9
短期入所	利用者数/月	86	86	86	14	8	6
	利用日数/月	240	240	240	134	101	81

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用者数はおおむね計画どおりですが、施設入所支援の利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	44	44	44	43	43	43
施設入所支援	利用者数/月	67	67	67	81	80	78

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にありますが、計画値を下回って推移しています。
地域定着支援の利用者数は、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数/月	272	306	345	270	276	282
地域移行支援	利用者数/月	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数/月	31	32	33	28	34	39

(5) 地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業については、情報・意思疎通支援用具の利用件数はおおむね計画どおりですが、介護・訓練支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の件数は計画値を下回っています。また、排泄管理支援用具の件数は増加しており、計画値を上回って推移しています。

移動支援事業の利用者数は計画値を下回っていますが、利用時間数は計画値を上回っています。

地域活動支援センターⅠ型の利用者数は計画値を上回っていますが、地域活動支援センターⅢ型の利用者数は、計画値を下回って推移しています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	無	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	2	2	2	0	0	0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/年	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者設置事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
		利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	10	10	10	5	3	0
	自立生活支援用具	利用件数/年	4	4	4	5	2	2
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	6	6	6	3	7	4
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	5	5	5	5	4	3
	排泄管理支援用具	利用件数/年	72	72	72	86	96	79
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数/年	6	6	6	1	3	3
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	3	6	6	4	3	0	
移動支援事業	利用者数/月	21	22	23	15	15	15	
	利用時間数/月	60	65	70	91	76	77	
地域活動支援センターⅠ型	箇所数	1	1	1	1	1	1	
	利用者数/月	800	800	800	916	878	712	
地域活動支援センターⅢ型	箇所数	2	2	2	2	2	2	
	利用者数/月	500	500	500	240	218	322	

注：令和2年度実績値における「手話奉仕員養成研修事業」の講習修了者数や「地域活動支援センターⅠ型」利用者数の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるもの。

日中一時支援事業の利用者数は、計画値を下回っています。

レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等の利用者数は、計画値を下回っていますが、福祉車両貸出事業の利用者数はおおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉ホームの運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	箇所数	10	10	10	6	5	5
	利用者数/月	86	86	86	61	66	57
障害児支援体制整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
巡回支援専門員整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
レクリエーション活動等支援	利用者数/年	77	77	77	62	68	40
点字・声の広報等発行	利用者数/月	30	30	30	27	27	27
自動車運転免許取得・改造助成	利用者数/月	1	1	1	4	2	2
福祉車両貸出事業	利用者数/月	3	3	3	4	4	5
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障がい者就職面接会の開催	参加人数	20	15	20	14	-	-
	開催回数	1	1	1	1	-	-
障がい者就職相談会の開催	参加人数	-	-	-	-	8	7
	開催回数	-	-	-	-	12	随時

注：令和2年度実績値における「レクリエーション活動等支援」の利用者数の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるもの。

3 第1期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障害児通所支援及び相談支援等

児童発達支援の利用者数は計画値を下回っていますが、放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

障害児相談支援の利用者数は増加傾向にありますが、おおむね計画どおりです。

サービス種類	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用者数/月	75	81	87	62	56	50
	利用日数/月	270	291	313	191	222	193
医療型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	51	55	59	70	83	70
	利用日数/月	122	132	141	146	142	139
保育所等訪問支援	利用者数/月	5	6	7	14	4	15
	利用日数/月	5	6	7	15	19	19
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	126	136	146	132	140	146
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	配置人数	-	-	-	1	3	3

(2) 障がい児の子ども・子育て支援等

保育所及び認定こども園の利用者数は計画値を下回って推移しており、保育所の利用者数は減少で推移しています。また、放課後児童健全育成事業の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回って推移しています。

種別	単位	第1期計画値			第1期実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所	利用者数/月	52	56	60	34	23	19
認定こども園	利用者数/月	33	35	37	26	28	15
放課後児童健全育成事業	利用者数/月	13	14	15	15	19	18

第6章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

1 第6期障がい福祉計画における成果目標の設定

国において、令和2年1月に開催された「社会保障審議会障害者部会」では「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、その中で、地域における生活の維持及び継続の推進をはじめ「地域共生社会」の実現に向けた取組、発達障がい者等支援の一層の充実など、計画に加えるべき方向性が示されています。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画においては、この指針に基づいて成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

■国の基本指針■

- (1) 令和元年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- (2) 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

■本市の目標■

① 施設入所者の地域移行

- 令和元年度末時点の施設入所者数 80 人に対して、令和5年度末までに5人(6.3%)が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者数	80 人	・ 令和元年度末時点の入所者数 (A)
施設入所者の地域移行者数	5 人	・ 令和5年度末までの地域移行者数 (B)
地域生活移行率	6.3%	(B/A)

② 施設入所者の削減

- 令和元年度末時点の施設入所者数 80 人に対して、令和 5 年度末までに施設入所者数を 2 人（2.5%）減らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者の削減数	2 人	・ 令和 5 年度末時点での削減見込者数（C）
施設入所者の削減割合	2.5%	・ 令和元年度末時点の入所者数（A）からの削減割合（C/A）

（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の基本指針■

- （1）令和 5 年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- （2）令和 5 年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

■本市の目標■

	令和 5 年度
（1）令和 5 年度末までの地域生活支援拠点等の整備箇所数	1 箇所
（2）地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	1 回/年

（3）福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本指針■

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】

- （1）福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 5 年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とする。
- （2）上記（1）のうち、就労移行支援事業から、令和 5 年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上とする。
- （3）上記（1）のうち、就労継続支援 A 型事業から、令和 5 年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.26 倍以上を目指す。
- （4）上記（1）のうち、就労継続支援 B 型事業から、令和 5 年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.23 倍以上を目指す。

■本市の目標■

- 令和5年度までに3人が一般就労することを目指します。
- 就労移行支援事業利用者から、令和5年度に3人が一般就労することを目指します。
- 就労継続支援A型及びB型の事業利用者から、令和5年度の一般就労は見込んでいません。

	令和元年度	令和5年度	移行割合 (国の指針)
(1) 一般就労への移行	2人	3人	1.50倍 (1.27倍)
(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	2人	3人	1.50倍 (1.30倍)
(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	0人	— (1.26倍)
(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	0人	— (1.23倍)

【就労定着支援事業に関する目標】

- (5) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (6) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率[※]が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

■本市の目標■

- 令和5年度までに、一般就労移行者のうち7割以上の就労定着支援の利用を目指します。

	令和5年度	移行割合 (国の指針)
(5) 就労定着支援事業の利用者数	3人	100.0% (70.0%)

	令和5年度
(6) ①就労定着支援事業所の箇所数	1箇所
(6) ②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1箇所
(6) ③就労定着率8割以上の事業所の割合	70.0% (70.0%以上)

(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

■ 国の基本指針 ■

- (1) 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- (2) 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- (3) 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- (4) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (5) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (6) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- (7) 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

■ 本市の目標 ■

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	1回	1回
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		5人	5人	5人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回
	評価	1回	1回	1回
(4) 精神障がい者の地域移行支援		2人/月	2人/月	2人/月
(5) 精神障がい者の地域定着支援		16人/月	16人/月	16人/月
(6) 精神障がい者の共同生活援助		15人/月	15人/月	15人/月
(7) 精神障がい者の自立生活援助		0人/月	0人/月	0人/月

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもが、身近な地域で適切な支援を受けるには、障がい児やその家族に対する支援だけでなく、地域の障がい児を預かる施設への支援も必要です。

そのため、様々な障がいのある子どもに対応できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等による協議の場を設け、地域での支援機能の充実を図ります。

■国の基本指針■

- (1) 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可。)
- (2) 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。(児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等。)
- (3) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可。)
- (4) 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可。)
- (5) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。(市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可。)
- (6) 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。(市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可。)

■本市の目標■

	令和5年度
(1) 児童発達支援センターの設置数	1箇所
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所
(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所※
(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	1箇所※
(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1箇所
(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人

※主に重症心身障害児を受け入れる事業所ではないが、受け入れ体制はできている。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針■

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- (1) 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- (2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。
③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。

■本市の目標■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施
(2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	1件	1件
(2) ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
(2) ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	1件	1件	1件

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■国の基本指針■

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- (1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

■本市の目標■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2人	2人	2人
(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	有	有

2 その他の活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

■国の基本指針■

- (1) 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- (2) 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- (3) 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■本市の目標■

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人
(2) ペアレントメンターの人数	3人	3人	3人
(3) ピアサポートの活動への参加人数	3人	3人	3人

3 第6期障がい福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい者を取り巻く現状の変化や第5期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、食事や排せつなどの介助、外出時の移動補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	寝たきりなどで常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービスです。

【訪問系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数/月	28	30	40	30	29	28
	利用時間数/月	314	290	393	300	290	280
重度訪問介護	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
	利用時間数/月	0	0	0	5	5	5
同行援護	利用者数/月	1	1	2	3	3	3
	利用時間数/月	9	6	9	20	20	20
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数/月	29	31	42	34	33	32
	利用時間数/月	323	296	402	325	315	305

注：令和2年度は令和2年9月末日現在の実績値（以下同様）

【見込量の確保の方策】

- 施設や病院等から地域生活に移行する人や、重度の障がい者が地域で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実に努めます。
- 介護人材育成に関する事業等の周知を行い、ヘルパー等の人材確保に努め、より質の高いサービスを提供できるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人に、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービスです。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
短期入所（福祉型、医療型）	介護する人が病気の時などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数/月	103	104	103	110	110	110
	利用日数/月	2,012	2,121	2,069	2,080	2,080	2,080
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	2	2	1	2	2	2
	利用日数/月	47	44	22	50	50	50
就労移行支援	利用者数/月	3	5	5	3	4	5
	利用日数/月	55	75	89	60	80	100
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	26	24	24	25	25	25
	利用日数/月	522	488	488	500	500	500
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	67	68	70	70	70	70
	利用日数/月	1,323	1,407	1,342	1,470	1,470	1,470
就労定着支援	利用者数/月	0	3	4	2	2	2
療養介護	利用者数/月	8	8	9	9	9	9
短期入所	利用者数/月	14	8	6	11	11	11
	利用日数/月	134	101	81	120	120	120

【見込量の確保の方策】

- 生活介護や自立訓練については、障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援については、自立支援に向けた日中活動の主要サービスの一つとして、新規利用を促進し一般就労へ移行できるよう、企業等への障がい者雇用拡大に向けた働き掛けを行います。
- 短期入所を必要に応じて利用できるよう、提供体制の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	概要
自立生活援助	障がい者施設などを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行うサービスです。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うサービスです。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。

【居住系サービスの見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	利用者数/月	43	43	43	45	46	47
施設入所支援	利用者数/月	81	80	78	78	78	78

【見込量の確保の方策】

- 自立生活援助は、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話・メールなどで、随時相談し、必要な情報の提供等の援助を受ける新たに創設されたサービスです。本市では、今後、障がい者のニーズ等を見極めながら、実施についての検討を進めます。
- 共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な施設の一つであることから、引き続き地域の理解を深めながら、事業者による整備を促進します。
- 施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービスです。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障がい者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

【相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数/月	270	276	282	280	285	290
地域移行支援	利用者数/月	1	1	1	2	2	2
地域定着支援	利用者数/月	28	34	39	35	35	35

【見込量の確保の方策】

- 障がい者やその家族が地域で安心して生活できるよう、必要なときに適切な支援が受けられる相談支援体制の充実を図るとともに、情報提供の強化に努めます。
- サービス利用計画の作成に関する相談支援の充実に努めます。
- 相談支援専門員の育成や負担軽減に努め、関係機関と連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。

(5) 地域生活支援事業

【サービスの概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障がい者等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障がい者又は精神障がい者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障がい者等の地域における生活支援を促進します。

【サービスの概要】

サービス名	概要
福祉ホームの運営事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がい者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障がい者を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
訪問入浴サービス事業	身体障がい者を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員（臨床心理士、保健師等）が、子どもが集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員（保育士等）や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対策のための助言等の支援を行います。
レクリエーション活動等支援事業	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増進・交流等を進めるとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室及び障がい者スポーツ大会の開催を支援します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳により、市の広報紙や障がい者等が地域生活をする上で必要性の高い情報などを定期的に提供します。
障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、その後の支援のため、地域における関係機関や障がい者の福祉等に関する職務に従事する者、地域住民等との支援体制の強化や協力体制の整備を図り、虐待防止や権利擁護のための普及啓発を行います。
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児者の地域における受け入れ体制の整備を行い、身体機能の維持向上等のための機能訓練及び医療的ケア児者を日常的に介護している家族の一時的な休息のための一時預かりを行います。

【地域生活支援事業の見込量】

サービス種類		単位	第5期実績値			第6期見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		利用件数/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/年	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者設置事業	箇所数	0	0	0	1	1	1
		利用者数/月	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	5	3	0	4	4	4
	自立生活支援用具	利用件数/年	5	2	2	3	3	3
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	3	7	4	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	5	4	3	3	3	3
	排泄管理支援用具	利用件数/年	86	96	79	90	90	90
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数/年	1	3	3	4	4	4
手話奉仕員養成研修事業		講習修了者数/年	4	3	0	4	4	4
移動支援事業		利用者数/月	15	15	15	15	15	15
		利用時間数/月	91	76	77	82	82	82
地域活動支援センターⅠ型		箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数/月	916	878	712	830	830	830
地域活動支援センターⅢ型		箇所数	2	2	2	2	2	2
		利用者数/月	240	218	322	285	285	285

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの運営事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	箇所数	6	5	5	5	5	5
	利用者数/月	61	66	57	65	65	65
巡回支援専門員整備	実施の有無	有	有	有	有	有	有
レクリエーション活動等支援	利用者数/年	62	68	40	60	60	60
点字・声の広報等発行	利用者数/月	27	27	27	30	30	30
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等総合支援	利用登録者数	-	14	13	14	14	14
	利用者数/月	-	27	22	25	25	25

【見込量の確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は、市民に対して広く障がいや障がい者への理解を深めるための広報活動等を中心に実施します。
- 相談支援事業は、障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うもので、障がい者の多様な相談ニーズに的確に対応できるよう、また障がい者が自らサービスを適切に選択できるよう相談・支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については、関係機関と連携して実施します。
- 意思疎通支援事業は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施するとともに、手話奉仕員養成研修事業を引き続き実施します。また、遠隔手話サービス等を実施し、聴覚障がい者のコミュニケーションの確保に努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、障がい者の日常生活のニーズに応じた用具を、適切に給付できるよう努めます。
- 移動支援事業は、利用者の状況を把握しながら、引き続き実施します。
- 地域活動支援センターは、障がい者が通い、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会を提供するサービスです。計画期間内においては、引き続きⅠ型を1箇所、Ⅲ型を2箇所展開し、活動内容の充実に努めます。
- 医療的ケア児等総合支援事業は、関係機関と連携し、利用者の状況を把握しながら実施します。

4 第2期障がい児福祉計画

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障がい児を取り巻く現状の変化や第1期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障がい児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

(1) 障がい児支援

① 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療的管理下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービスです。

【障害児通所支援の見込量】

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数/月	62	56	50	50	50	50
	利用日数/月	191	222	193	200	200	200
医療型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数/月	70	83	70	80	80	80
	利用日数/月	146	142	139	160	160	160
保育所等訪問支援	利用者数/月	14	4	15	15	15	15
	利用日数/月	15	19	19	20	20	20
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0

② 障害児相談支援等

【サービスの概要】

サービス名	概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障がい児を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【障害児相談支援等の見込量】

サービス種類	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数/月	132	140	146	145	145	145
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	配置人数	1	3	3	3	3	3

(2) 障がい児の子ども・子育て支援等

種別	単位	第1期実績値			第2期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	利用者数/月	34	23	19	25	25	25
認定こども園	利用者数/月	26	28	15	20	20	20
放課後児童健全育成事業	利用者数/月	15	19	18	19	19	19

【見込量の確保の方策】

- 放課後等デイサービスは、第1期計画期間中における利用状況から、第2期計画期間においても需要の増加が見込まれます。関係機関との連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保・充実に努めます。
 - 母子保健事業や保育園等との連携により、支援が必要な子どもの状況把握に努め、家族等の理解を得ながら、適切な療育につなげます。
 - 相談支援専門員の育成を図り、関係機関と連携を強化し、相談支援の質の向上に努めます。
 - 障がい児や医療的ケア児の保育園等の利用については、職員の加配により利用できるよう努めます。
 - 「居宅訪問型児童発達支援」は、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がい児を対象に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う新たに創設されたサービスです。本市では、今後、障がい児のニーズ等を見極めながら、実施についての検討を進めます。
 - 令和2年度に策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携・調整を図りながら、障がい児への支援を総合的に推進します。
-

第7章 計画の推進

1 庁内推進体制の強化

障がい者の福祉に係る取組は、障害福祉サービスの適切な提供のみならず、障がいの理解促進、周知、啓発をはじめ、保健、住まい、権利擁護、労働、保育・教育、まちづくりなど庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画を、総合的、計画的に推進していくために、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の強化を図ります。

2 関係機関との連携の強化

本計画を効果的に推進するため、地域住民、社会福祉協議会、自立支援協議会、障がい者関係団体、サービス提供事業所、保健医療機関、住民ボランティア等との連携を強化し、取組を推進します。

3 計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動の促進に努めます。

4 感染症対策の推進

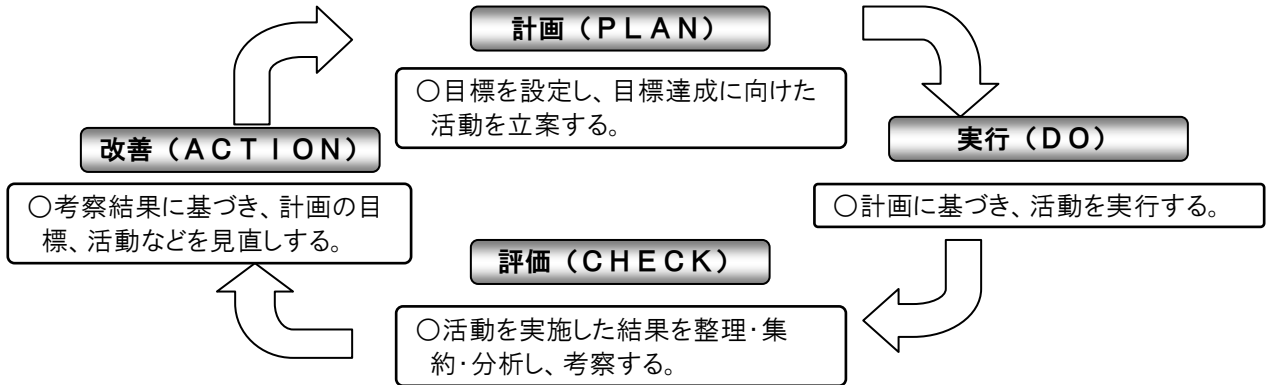
新型コロナウイルス感染症の拡大は、ヘルパーの家庭訪問や通所サービスの利用自粛、障がい者の社会参加の自粛など、障がい者の生活に様々な影響が及びます。

障がい者やその家族における、それらの影響の把握に努めるとともに、新しい生活様式における障害福祉サービス提供体制の在り方やリスク対策など、国や県の方針やサービス提供事業者との連携を踏まえ、感染症拡大防止を視野に入れたきめ細かな支援に努めます。

5 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



1 新見市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者の自立と社会参加を促進し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず地域で生活する人々が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指した新見市における障害者に関する基本計画策定のため、新見市障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 新見市障害者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(委員)

第3条 策定委員会の委員は20人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 市議会の委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、新見市障害者福祉計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 策定委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第71号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月12日告示第50号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 新見市障がい者計画、障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

番号	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	市議会議員	新見市議会 文教福祉常任委員会	委員長	杉本 美智子	
2	学識経験者	公立大学法人 新見公立大学	助教	柳 昶 三寛	
3	関係団体	一般社団法人 新見医師会	会長	太田 隆正	
4		新見市身体障害者福祉協会	会長	横田 正	
5		社会福祉法人 哲西福祉会 特別養護老人ホーム哲西荘	施設長	藤村 晃	
6		おおさ苑グループホーム	管理者	山形 昌之	
7		岡山県健康の森学園支援学校	教頭	定久 照美	
8		NPO法人 ハートフルあしん	理事長	奈須 利雄	
9		新見市障害者自立支援協議会	会長	山田 浩久	
10		新見市民生委員児童委員協議会	会長	森田 寿	
11		新見市愛育委員会	会長	平田 国子	
12		新見市社会福祉協議会	会長	逸見 孝明	
13		新見市PTA連合会	会長	三上 昭彦	
14		新見市老人クラブ連合会	会長	北 卓士	
15	関係行政機関	岡山県備中県民局 新見地域事務所 新見地域保健課	課長	宮崎 裕子	
16		新見市福祉部	部長	高瀬 広視	

3 策定経過

期 日	内 容
令和2年8～9月	○福祉に関する障がい者アンケートの実施
令和2年8月25日（火）	○第1回策定委員会 ・委員長・副委員長の選任について ・計画策定の概要について
令和2年11月6日（金）	○第2回策定委員会 ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の骨子について
令和3年1月22日（金）	○第3回策定委員会 ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
令和3年3月25日（木）	○第4回策定委員会 ・障がい者計画、障がい福祉計画のパブリックコメントの結果について ・障がい者計画、障がい福祉計画（最終案）について

4 用語解説

用語	説明
【あ行】	
移動支援	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出の際の移動支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	医療的管理下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス。
医療的ケア児者	喀痰吸引や経鼻経管栄養等の医療的な支援が必要な障がい児者。
インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、共に教育を受けること。
【か行】	
基幹相談支援センター	障がいの種別や障がい者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な情報提供や助言を行い、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。
共通支援シート	障がいの有無にかかわらず発達支援が必要な子どもの育ちや学びが途切れることのないように、保育所等や家庭で行われてきた配慮や支援を小学校に引き継ぐためのシート。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うサービス。
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつ、食事、洗濯、掃除等の介助を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、外出することが非常に困難な児童の自宅を訪問し、日常生活に必要な動作の指導や、知識や技能を身に着けるための援助を行うサービス。
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するための、計画の作成や利用についての支援を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、食事や排せつなどの介助、外出時の移動補助などを行うサービス。
【さ行】	
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。
児童福祉法	子どもの健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、全ての児童が福祉を等しく保障される権利や支援を定めた法律。障がい児の福祉サービスや基本的な考え方などを定めている。
市民後見人	自治体などが行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に着け、後見活動を行う親族以外の一般市民のこと。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。
重度障害者等包括支援	寝たきりなどで常に介護が必要な人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護（ホームヘルプ）などのサービスを包括的に提供するサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動補助を行うサービス。
就労移行支援	一般就労したい人に、一定の期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うサービス。

用語	説明
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人に、働く場として事業所と雇用契約を結び、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な人に、事業所と雇用契約を結ばずに、就労の機会や生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人に対して、日常生活や就労で困っていることについて、その問題の解決に必要な指導や助言などを行うサービス。
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障がい児を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うサービス。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加を支援するための施策について、国及び地方公共団体の責務を規定し、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。行政機関等や事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示をしたときは、必要で合理的な配慮を行うことを定めている。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の職業的自立を実現するため、就業面と生活面において一体的な相談・支援を行う施設。障がい者に対しては、就業に伴う生活の相談、基礎訓練、就職に向けた支援などを、また事業主に対しては、障がい者雇用についての相談支援などを行っている。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて、個々のニーズに応じた福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を定めた法律。
障がい者相談員	障がい者やその家族に対し、生活上での様々な相談に応じ、各種サービス活用への助言や関係機関との連絡・調整を行う。
障害者トライアル雇用制度	企業がハローワークや職業紹介事業者等の照会で、障がい者を最大3か月試行的に雇い入れ、その期間の働きぶりから適正や業務遂行能力等を見極め、本採用するかどうかを決めることができる制度。
情報アクセシビリティ	「アクセシビリティ」とは利用のしやすさという意味があり、障がいの有無にかかわらず、パソコンや携帯電話などをはじめとする多様な手段によって、円滑に情報の入手ができること、又はその手段を円滑に利用できること。
ジョブコーチ	障がいのある人が仕事に適應できるように、職場で障がいのある人に付き添って支援を行ったり、会社側にかけあって障がいのある人が働きやすい環境をつくる人のこと。「職場適應援助者」とも呼ばれる。
自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
自立支援医療（精神通院）	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院は、統合失調症などの精神疾患を有する者のうち、通院による精神医療を継続的に要する者を対象としている。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づき設置する協議会で、「地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」と規定される。
自立生活援助	障がい者施設などを利用していた人で、一人暮らしを希望する人に、必要な情報の提供や助言、支援を行うサービス。

用語	説明
身体障害者手帳	身体上の障がいのある人に対して自治体が交付する手帳。手帳には、障がいの種別や等級が表示されている。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症や進行に関与する病気のこと。糖尿病、脂質異常症、高血圧、がん、脳卒中、心臓病などが含まれる。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に対して自治体が交付する手帳。手帳には、障がいの等級が表示されている。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により物事の判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、後見人などがその人の権利や財産を守る制度。
【た行】	
短期入所（ショートステイ）	介護する人が病気のと きなどに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービス。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障がい者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行うサービス。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障がい者等の地域における生活支援を行う施設。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域の住民同士が支え合い、助け合いながら、一人ひとりが生きがいや役割を持って活躍できる社会のこと。
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを備えた拠点のこと。
地域生活支援事業	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業で、必須事業と任意事業に区分される。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院等により単身での生活に移行した障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みのこと。障がい者施策においても、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス。
【な行】	
日中一時支援	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するサービス。
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

用語	説明
【は行】	
発達障がい	生まれつき脳の発達に障がいがあることの総称。通常低年齢において発現し、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)、チック(症)、吃音(症)などに分類される。
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的な障壁だけでなく、高齢者、障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁など、日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去するという考え方。
ピアカウンセリング	同じような障がいのある当事者同士が、問題を理解し、解決できるようお互いに援助するカウンセリング。
ピアサポート	同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支え合うこと。
福祉的就労	就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のこと。福祉的就労には、一般就労に向け訓練をする「就労移行支援」や施設で賃金や工賃を得ながら働く「就労継続支援(A型・B型)」などがある。
ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働き掛けを学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の改善を目的としたプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービス。
ホームヘルパー	障がいや高齢等で日常生活を営むことに支障のある人のいる家庭を訪問し、家事の援助や身体介助などの支援を業務とする職種。
【ま行】	
モニタリング	サービス計画に対する確かな評価ができているか、また、利用者のニーズに応じた計画となっているかを見守り、必要に応じて修正するなど、継続的にフォローアップすること。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、性別、年齢などに関係なく、全ての人が使いやすく、分かりやすいように製品、建物、施設等をデザインすること。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション支援の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。
【ら行】	
療育	「療」は医療・治療、「育」は教育を意味しており、障がいのある児童等に対し、個々の発達の状態や障がい特性に応じて、社会的に自立して生活できるように支援すること。
療育手帳	知的障がいのある人に対して自治体が交付する手帳。手帳には、障がいの程度等が表示されている。
療養介護	医療が必要で常に介護を必要とする人に、主に昼間に病院などで、機能訓練や療養上の管理、看護などを提供するサービス。

**新見市 障がい者計画
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画**

発 行 者／令和3年3月
発 行 者／岡山県 新見市
〒718-8501 岡山県新見市新見310-3
TEL (0867) 72-6126
FAX (0867) 72-1407
